

十和田八幡平国立公園  
十和田八甲田地域  
管理計画書

平成13年4月

環境省自然環境局  
東北地区自然保護事務所

# 目 次

第 1 基本方針	
1 . 管理計画改定方針	1
2 . 管理計画設定方針	1
3 . 管理計画区の概要	1
第 2 十和田湖管理計画区	
1 . 地域の概要	3
2 . 管理の基本的方針	3
( 1 ) 保護に関する方針	3
( 2 ) 利用に関する方針	3
3 . 風致景観の管理に関する事項	4
( 1 ) 許可、届出等取扱方針	4
( 2 ) 公園事業取扱方針	9
4 . 地域の開発整備に関する事項	
( 1 ) 自然公園施設	16
( 2 ) 一般公共施設	16
( 3 ) その他	16
5 . 土地及び事業施設の管理に関する事項	
( 1 ) 国有財産の管理	16
( 2 ) 自然公園美化管理財団事業	17
( 3 ) その他の土地又は事業施設の管理	17
6 . 利用者の指導に関する事項	
( 1 ) 自然解説に関する事項	17
( 2 ) 利用の規制	17
( 3 ) 利用者の安全対策	18
7 . 地域の美化修景に関する事項	
( 1 ) 美化清掃計画	18
( 2 ) 修景緑化計画	18
第 3 奥入瀬管理計画	
1 . 地域の概要	19
2 . 管理の基本的方針	19
( 1 ) 保護に関する方針	19
( 2 ) 利用に関する方針	19
3 . 風致景観の管理に関する事項	
( 1 ) 許可、届出等取扱方針	20
( 2 ) 公園事業取扱方針	23
4 . 地域の開発整備に関する事項	
( 1 ) 自然公園施設	27
( 2 ) 一般公共施設	27
5 . 土地及び事業施設の管理に関する事項	
( 1 ) 国有財産の管理	27
( 2 ) 自然公園美化管理財団事業	27
6 . 利用者の指導に関する事項	
( 1 ) 自然解説に関する事項	27
( 2 ) 利用の規制	27

7. 地域の美化修景に関する事項	
(1) 美化清掃計画	28
(2) 修景緑化計画	28

#### 第4 北八甲田管理計画

1. 地域の概要	29
2. 管理の基本的方針	29
(1) 保護に関する方針	29
(2) 利用に関する方針	29
3. 風致景観の管理に関する事項	
(1) 許可、届出等取扱方針	30
(2) 公園事業取扱方針	34
4. 地域の開発整備に関する事項	
(1) 自然公園施設	40
(2) 一般公共施設	40
5. 土地及び事業施設の管理に関する事項	
国有財産の管理	40
6. 利用者の指導に関する事項	
(1) 自然解説に関する事項	40
(2) 利用の規制	40
(3) 利用者の安全対策	41
7. 地域の美化修景に関する事項	
(1) 美化清掃計画	41
(2) 修景緑化計画	41

#### 第5 南八甲田管理計画

1. 地域の概要	43
2. 管理の基本的方針	
(1) 保護に関する方針	43
(2) 利用に関する方針	43
3. 風致景観の管理に関する事項	
(1) 許可、届出等取扱方針	44
(2) 公園事業取扱方針	48
4. 地域の開発整備に関する事項	
(1) 自然公園施設	50
(2) 一般公共施設	50
5. 土地及び事業施設の管理に関する事項	
国有財産の管理	51
6. 利用者の指導に関する事項	
(1) 自然解説に関する事項	51
(2) 利用の規制	51
7. 地域の美化修景に関する事項	
(1) 美化清掃計画	51
(2) 修景緑化計画	51

#### 資料

管理計画区の概要 別表(参考資料)	52
申請書の進達及び指令書交付ルート	55

# 第 1 基 本 方 針

## 1. 管理計画改定方針

本管理計画の十和田・八甲田地域は青森県の中央部から秋田県にかけて位置し、南北に約40km、東西に約15kmの広さを有し、典型的な二重カルデラ湖である十和田湖、十和田湖を源とする奥入瀬溪流及び八甲田火山群からなっている。

本計画区は湖水・溪流、山岳等の優れた景観及び原始性の高い森林景観を有し、これらの変化に富んだ自然景観を堪能するため、散策、ピクニック、登山、スキー及びドライブ等の公園利用がなされている。また、八甲田連峰の山麓には各地で温泉が湧出し、湯治目的の利用も多い。

以上のような特性を有する本地域の管理計画は、次のような方針に沿って昭和62年に作成された。

- (1) 公園計画の保護計画及び利用計画を受け、地域の実情に即したきめ細かな管理計画を作成要領に従い策定する。
- (2) 許認可等の取扱いについては、従来からの事務所における個々の指導方針と齟齬をきたさないよう策定する。
- (3) 風致景観の管理方針及び利用者の指導の方針等の策定に当たっては自然科学的な知見のみならず、十和田湖の神秘性・奥入瀬の幽玄性・八甲田の優美性などメンタルな価値も考慮する。

今回、次の理由により管理計画を改定するものである。

- (1) 「管理計画に定める基準」が、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条により「申請に対する審査基準」として位置付けられたことにより、管理計画の作成要領が改正されたことに対応する。
- (2) 管理計画作成要領の改正に伴う既管理計画書の組み換え及び字句の訂正を行う。
- (3) 平成2年の公園計画の変更（車馬の乗り入れ規制地域の指定等）へ対応する。
- (4) 平成8年及び9年の公園計画の変更（第2回点検）へ対応する。

## 2. 管理計画設定方針

十和田・八甲田地域の景観特性及び公園利用特性を考慮し、下記及び別添図のとおり4つの管理計画区を設定する（図参照）。

- (1) 十和田湖管理計画区
- (2) 奥入瀬管理計画区
- (3) 北八甲田管理計画区
- (4) 南八甲田管理計画区

## 3. 管理計画区の概要

各管理計画区の概要は別表参考資料のとおりである。

## 第 2 十和田湖管理計画区

### 1. 地域の概要

本管理計画区は、十和田カルデラ地形の外輪山の内外を包含する地域である。本地域は、第四紀に形成された典型的な二重カルデラ湖で、神秘性と透明度を誇る十和田湖の湖水景観及び白地山、御鼻部山等の外輪山、新第三紀系の十和田山、三ツ岳等の地形景観及びブナ、カツラ、サワグルミ、キタゴヨウ、カエデ類等を代表とする森林景観がよく調和し、我が国を代表するすぐれた景観をなし、国の特別名勝及び天然記念物にも指定されている。

本地域は、春の新緑、秋の紅葉シーズンを中心として毎年300万人を超える利用者が訪れ、休屋を始め宇樽部、子ノ口、鉛山、大川岱、生出等の集落には公園利用施設が整備されている。

### 2. 管理の基本的方針

#### (1) 保護に関する方針

十和田湖のカルデラ地形(特に外輪山内壁)、湖水景観の維持を管理の最も基本的な目的として、公園計画で示されている保護規制計画に従い、次の方針により保護のための対策を講ずることとする。

ア 湖水景観の保護のため、発電用水取水による水位の変動を現状程度に抑えるとともに、公園利用施設からの排水規制や公共下水道整備及び接続の促進を図る他、湖岸域での工作物を極力抑制することとする。

イ 森林施業に関しては、発荷峠、滝の沢峠、御鼻部山、瞰湖台の四大展望地点や、一般的な公園利用者の視点からの眺望と展望に支障が少なくなるよう関係機関に配慮を求めることとする。

ウ 自然生態系の維持に努め、野生生物との共存を図っていくとともに、公園利用が原因となって発生する植生の衰退・荒廃等に対しては、関係機関の協力を得ながら復元に努める。

#### (2) 利用に関する方針

ア 公園計画に定められた休屋、生出集団施設地区内の公園事業をはじめ、十和田湖を周回する車道、歩道、船舶運送施設、宿舎、園地その他の公園事業が、適切に執行されるよう各事業者を指導し、国際化に対応した風格ある国立公園作りに努める。

イ 公園利用が原因となる、自然破壊やゴミの散在等の問題が生じないように、関係機関、自然公園指導員、パークボランティア等と協力・連携の上利用者を指導する。

また、自然の紹介、利用マナーの徹底等の普及啓発を図るため、ビジターセンターの有効活用を推進する。

ウ 公園利用施設の美化清掃、施設管理については、(財)自然公園美化管理財団、(社)十和田湖国立公園協会、その他ボランティア等の協力を得て、国立公園としての水準を保つよう努める。

エ 駐車場、休憩所等を占拠する露店、乗り入れ規制を無視して園地等へ乗り入れる車両、湖岸での無秩序な自家用ボートの係留など、一般利用者に不快の念を抱かせる行為については、各施設の管理者、関係機関、警察等と協力して、組織的に可能な限り指導、注意することとする。

### 3. 風致景観の管理に関する事項

#### (1) 許可、届出等取扱方針

「自然公園法施行規則」(昭和32年厚生省令第41号)第11条各項及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第180-1号自然保護局通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

なお、普通地域内の要届出行為については、下記の取扱方針(規模に関するものを除く。)を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとする。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<p>ア 子の口地区は、既存施設敷地を除いた地域は地形が急峻で、風致上も重要な地域であるので、新たな建築物の新築は認めず、既存施設については、現状施設規模程度の改良にとどめる。</p> <p>イ 主要利用道路沿いや施設の連続する地区においては、建築物の高さ(「国立公園の許可、届出等の取扱要領」第12項 2(1)に基づいたものとする。以下同様。)及び壁面線の統一を図り、風致の維持を図る。</p> <p>ウ 規模は、必要最小限のものとする。</p> <p>エ 壁面は道路から極力離すものとする。</p> <p>オ デザイン、色彩、材料</p> <p>(ア) デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。</p> <p>(イ) 屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。なお、車庫、物置等の小規模なものについては、この限りでない。色彩は、焦げ茶色とする。</p> <p>(ウ) 外壁は、湖畔等風致景観上重要な地域及び公園利用者の集中する場所では、可能な限り板張り等の自然素材による化粧を施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>カ 修景緑化方法</p> <p>敷地内の空き地は、駐車場敷地等を除き、可能な限り第2.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p> <p>キ その他</p> <p>(ア) 建築物に自動販売機を併設する場合は、第2.3.(7)自動販売機の取扱方針によるものとする。</p> <p>(イ) 施設からの排水は、下水道に流し、湖に流入しないようにする。下水道未整備地区については、適切に処理された処理水を地下浸透方式等により処理する。</p> <p>(ウ) 集合別荘、分譲ホテル及び別荘分譲地等内に設けられる建築物は、敷地面積については1区画2,000㎡以上、建ぺい率については10%以下とする。</p> <p>(エ) 公園事業者、農林漁業従事者等の居住用の住宅等の建ぺい率は40%以下とする。</p>
	休屋地区	<p>ア 別添「休屋地区民有地取扱計画図」のとおり休屋地区(集団施設地区外)民有地の地域をA~Dの4地区に区分し次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(ア) 国道敷(路肩を含む。以下同様。)からの壁面線の後退距離は、A及びC地区は10m以上とし、B地区は5m以上とし、D地区は20m以上とする。</p> <p>ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存の壁面線の後退距離以上とする。</p> <p>(イ) 国道敷から沿線50m(B地区は全域)の地域内については、最高部の高さを10m以下とする。</p>

		<p>イ 休屋集団施設地区内の国道以外の主な車道からの壁面線の後退距離は5m以上とする。 ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。</p>
	宇樽部地区	<p>ア 別添「宇樽部地区民有地取扱計画図」のとおり宇樽部地区の民有地の地域をA～Dの4地区に区分する。 イ 湖岸線（標高400m）及び宇樽部川橋より下流の河川敷からの壁面線の後退距離は、A地区は50m以上とし、C地区は20m以上とする。ただし、河川施設等の公共施設及び漁業施設は除く。また、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。 ウ 国道敷からの壁面線の後退距離は、A地区は30m以上、B及びD地区は20m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。 エ A地区内及びB地区のうち国道敷から50mの地域内については、建築物の最高部の高さは10m以下とする。 オ A地区における建築面積は、1棟につき1,000㎡以下とする。</p>
	大川岱地区	<p>ア 別添「大川岱地区民有地取扱計画図」のとおり大川岱地区の民有地の地域をA・Bの2地区に区分する。 イ 湖岸線（標高400m）からの壁面線の後退距離は50m以上とする。ただし、河川施設等の公共施設及び漁業施設は除く。また、既存施設は上記後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。 ウ 国道敷からの壁面線の後退距離は、20m以上とする。ただし、地域住民の住居等は10m以上とし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。 エ A地区及びB地区のうち国道敷から沿線50mの地域内については、建築物の最高部の高さは10m以下とする。 オ A地区における建築面積は、1棟につき1,000㎡以下とする。</p>
(2) 道路(車道)	全域	<p>ア 基本方針 (ア)カルデラ壁を新たに開削する道路(トンネルを含む車道)の新設は認めない。 (イ)ルート選定に当たっては、主要利用道路、展望地点から望見されないよう配慮する。 (ウ)線形は、風致景観と安全性に配慮し、地形改変が最小となるものとする。 (エ)支障木の伐採は最小限とする。 (オ)風致景観のみならず、動植物の生息にも配慮した構造及び工法とする。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い (ア)ロックフェンス、ロックネット、ロックシェッド、スノーシェッド等の防護施設は必要最小限とし、ロックフェンス、ロックネット等の色は、焦げ茶色又は亜鉛ドブ付け、亜鉛メッキ仕上げとする。 (イ)交通安全柵は、ガードケーブルを基本とし、焦げ茶色塗装又は亜鉛ドブ漬け、亜鉛メッキ仕上げとする。ただし、交通安全上やむを得ない箇所についてはガードレールも認める。この場合も色彩は、上記のとおりとする。 (ウ)橋梁については、周辺自然環境に調和した形状とし、色彩については、焦げ茶系を基本とする。 (エ)トンネル出入口は、自然石等による化粧張りや緑化を行い修景を図る。 (オ)法面擁壁等は、自然石もしくは自然石に模したブロック等による石積擁壁、同様の化粧張りを施したコンクリート擁壁とする。なお、特別保護地区及び第1種特別地域においては自然石を使用したもの</p>

		<p>とする。</p> <p>ウ 法面処理方法及び修景緑化方法 モルタル吹き付けは認めない。ただし、交通安全上やむを得ない場合はこの限りでない。なお、修景緑化については、第2.7.(2)修景緑化計画の方法により行う。</p> <p>エ 残土処理方法 残土は、公園区域外に搬出し処理する。</p> <p>オ 廃道敷地等の取扱い 廃道敷地等は、舗装を撤去の上、第2.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p>
(3) 屋外運動施設	全 域	<p>ア 国道及び主要地方道より山側で、かつ適切な規模のものに限り認める。</p> <p>イ 環境省所管地内は認めない。</p> <p>ウ 附帯建築物については、第1.(1)建築物の取扱いと同様とする。</p>
(4) 棧 橋	全 域	<p>棧橋の設置は認めない。ただし、地方公共団体又は漁業協同組合等の団体が設置するもので、必要最小限の規模のものについては、この限りでない。</p>
(5) 電柱・鉄塔・アンテナ等	全 域	<p>ア 基本方針 (ア)電力・電話線路の新設に当たっては、特別保護地区、第1種特別地域及び公園利用者の集中する重要な地域については、地下埋設とする。既設のものについても付け替え時に可能な限り地下埋設とする。</p> <p>(イ)電力・電話線は可能な限り共架とする。</p> <p>(ウ)広告物の掲出、設置は認めない。</p> <p>イ 規模、構造、色彩等 (ア)高さ・本数は、必要最小限とする。</p> <p>(イ)色彩は、焦げ茶色とし、林内等で公園利用者の目にふれにくい場所については灰色も可とする。</p>
(6) 治山・砂防及び河川等の施設	全 域	<p>ア カルデラ内壁地域で、しかも主要な利用道路や公園利用地域から近接して望見される位置におけるコンクリート製の治山・砂防施設については、自然石や木質材料による化粧張りを施すこととする。</p> <p>イ 風致景観のみならず、動植物の生息にも極力配慮した構造及び工法とする。</p> <p>ウ 工事用道路等の仮工作物については、工事完了後直ちに撤去し、跡地については、第2.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p>
(7) 自動販売機	全 域	<p>ア 自動販売機の、道路脇への単独設置は認めない。</p> <p>イ 建築物に自動販売機を併設する場合は、設置場所は軒下とし、建築物の壁面と同一面に納まるよう設置する。壁面と同一面に設置が不可能な場合は、木材等の化粧板で覆うほか、建築物壁面の色彩と同一色系のものを用いる。</p>
2 木竹の伐採	全 域	<p>ア 森林施業の取扱いについては「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日付け国発第643号国立公園部長通知)に基づくものとする。また、施業に際しては、極力地域の立地条件等に応じた樹種への更新に配慮されるよう関係機関と調整を図る。</p> <p>イ 学術研究を目的とした木竹の伐採については、以下の通りとする。</p> <p>(ア) 学術研究を目的とした木竹の伐採については、必要最小限とし、採取した木竹については可能な限り標本保管、展示等の有効利用を図るものであること。</p>



		<p>(イ) 調査時は、常に許可証を携行し、行為が許可されていることを明示した腕章等を着用するとともに、標識等を設置することにより他の公園利用者との区別を明確にすること。</p> <p>(ウ) 調査結果は、東北地区自然保護事務所長に報告すること。</p>
3 鉱物の掘採及び土石の採取	全 域	<p>ア 鉱物の掘採については認めない。ただし、既存採石場で行われるものであって、採取量が現状規模を超えないものについてはこの限りでない。</p> <p>温泉ボーリング目的の土石の採取は、温泉利用計画及び排水処理計画が公園の風致景観の保護上及び十和田湖の水質保全上支障のないものに限り認めるものとする。</p> <p>イ 学術研究を目的とした土石の採取については、以下の通りとする。</p> <p>(ア) 学術研究を目的とした土石の採取については、その採取量は必要最小限とし、採取した土石については、可能な限り標本保管、展示等の有効利用を図るものであること。</p> <p>(イ) 調査時は、常に許可証を携行し、行為が許可されていることを明示した腕章等を着用するとともに、標識等を設置することにより他の公園利用者との区別を明確にすること。</p> <p>(ウ) 調査結果は、東北地区自然保護事務所長に報告すること。</p>
4 湖沼の水位または水量に増減を及ぼさせる行為	全 域	<p>十和田湖の水位変動は、標高400mから - 1.667mの範囲内とし、時期ごとに基準水位を設定するものとする。ただし、水位変動の範囲は変更の必要が生じた段階で関係機関と協議のうえ調整するものとする。</p>
5 広告物の設置等 (1) 指導標・案内板	全 域	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 効果的な場所に必要最小限の設置とする。</p> <p>(イ) 重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、設置者が補修、撤去等の適切な管理を行う。</p> <p>イ 規模、構造、色彩、照明等</p> <p>(ア) 指導標、案内板は適切な規模、構造のものとする。</p> <p>(イ) 色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。</p> <p>(ウ) 照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明方式については外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。</p>
(2) 営業用広告物	全 域	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 風致上の支障の少ない場所に必要最小限の設置とする。</p> <p>(イ) 重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、設置者が補修、撤去等の適切な管理を行う。</p> <p>(ウ) 野立て看板、電柱・電話柱への掲出、設置は認めない。</p> <p>イ 規模、構造、色彩、照明等</p> <p>(ア) 独立して設置する広告物等は、最高部の高さは2.5m以下、表示面積は片面2㎡以下（誘導看板は両面1㎡以下）とする。ただし、統合看板にあっては高さ5m以下、表示面積は片面5㎡以下（個々の施設は両面1㎡以下）とする。</p> <p>(イ) 色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。</p> <p>(ウ) 照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明方式については外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。</p> <p>(エ) 建築物の外壁等に表示する看板類は必要最小限とし、できるだけ建物下部に設置する。</p>

6 土地の形状変更	全 域	国道より湖側での5,000m <sup>2</sup> 以上の土地の形状変更は認めない。ただし、農地の開こん、耕起等は除く。
7 水面の埋立て	全 域	十和田湖の湖岸景観及び湖水景観を保護するため、水面の埋立は認めない。
8 木竹の損傷、木竹以外の植物の採取・損傷もしくは落葉落枝の採取又は動物の捕獲・殺傷もしくは動物の卵の採取・損傷	全 域	<p>ア 学術研究を目的とした木竹の損傷、木竹以外の植物の採取・損傷もしくは落葉落枝の採取又は動物の捕獲・殺傷もしくは動物の卵の採取・損傷については、必要最小限とし、採取したものについては、可能な限り標本保管、展示等の有効利用を図るものであること。</p> <p>イ 調査時は、常に許可証を携行し、行為が許可されていることを明示した腕章等を着用するとともに、標識等を設置することにより他の公園利用者との区別を明確にすること。</p> <p>ウ 調査結果は、東北地区自然保護事務所長に報告すること。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号自然保護局長通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

なお、営業行為を伴う事業者に対しては、国立公園の利用施設としてふさわしい快適な施設内容や利用者サービスの確保と、適正な営業行為を行うよう指導する。特に、営業広告物の表示や騒音、悪臭等の発生行為等の自粛について指導し、快適な利用環境の維持を図る。

また、施設からの排水は下水道に流し、湖に流入しないようにする。ただし、下水道未整備地区については、適切に処理された処理水を地下浸透方式等により処理する。

事業の種類	地区名	取 扱 方 針
1 道路(車道)	青森鹿角線 黒石子の口線 五戸・宇樽部線 生出・滝の沢線 鉛山峠・甲岳台線	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 発荷峠、滝の沢峠、御鼻部山及び五戸口に係る道路については、法面の緑化修景を継続して実施していくこととする。また、青撫バイパスについては、奥入瀬渓流保護に資するものであるため、建設を関係機関に積極的に働きかけていくこととする。</p> <p>(イ) 黒石子の口線の青撫・子の口間は、今後交通量の増加が見込まれるため、風致景観、自然環境とともに公園利用の快適性、交通の安全性について配慮する。</p> <p>(ウ) 青森鹿角線の瞰湖台を經由する宇樽部・休屋区間は、現状規模の範囲内での改良にとどめる。</p> <p>(エ) ルート選定に当たっては、主要利用道路、展望地点から望見されないよう配慮する。</p> <p>(オ) 線形は、風致景観と安全性に配慮し、地形改変が最少となるようにする。</p> <p>(カ) 支障木の伐採は最少限とする。ただし、当該行為において木本による修景緑化の必要がある場合には、当該工事により発生した支障木を修景木として用いることとする。</p> <p>(キ) 風致景観のみならず動植物の生息にも配慮した構造及び工法とする。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い</p> <p>(ア) ロックフェンス、ロックネット、ロックシェッド、スノーシェッド等の防護施設は必要最小限とし、ロックフェンス、ロックネット等の色は、焦げ茶色又は亜鉛ドブ付け、亜鉛メッキ仕上げとする。</p> <p>(イ) 交通安全柵は、ガードケーブルを基本とし、焦げ茶色塗装又は亜鉛ドブ漬け・亜鉛メッキ仕上げとする。ただし、交通安全上やむを得ない箇所については必要最小限のガードレールも認めるものとする。この場合も色彩は上記のとおりとする。</p> <p>(ウ) 附帯施設としての園地、駐車場、建築物等の取扱いについては、各々の事業取扱方針と同様とする。</p> <p>(エ) 眺望地点については、その機能を維持するために必要最小限の間伐、枝払い等を認めるものとする。</p> <p>(オ) 橋梁については、周辺自然環境に調和した形状とし、色彩については、焦げ茶色を基本とする。</p> <p>(カ) トンネル出入口は、自然石等による化粧張りや緑化により修景を図る。</p> <p>(キ) 法面擁壁等は、自然石もしくは自然石に模したブロック等による石積擁壁、同様の化粧張りを施したコンクリート擁壁とする。なお、特別保護地区及び第1種特別地域においては自然石を使用したものとする。</p> <p>ウ 法面処理及び修景緑化方法</p> <p>モルタル吹き付けは、認めない。ただし、交通安全上やむを得ない場合は、この限りでない。なお、修景緑化については、第2.7.(2)修景緑化計画の方法により行う。</p>

		<p>工 残土処理方法 残土は、公園区域外に搬出し処理する。</p> <p>オ 廃道敷地等の取扱い 廃道敷地等は、舗装を撤去の上、第2.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p>
2 道路(歩道)	<p>十和田湖外輪山線 十和田湖周遊線 鉛山線 大川岱・白地山線 元山峠線 ミソナケ峠線 東北自然歩道線</p>	<p>ア 基本方針 (ア)十和田湖外輪山線のうち、利用の少ない十和田山から十和利山を經由して甲岳台へ至る区間及び白地山付近から滝の沢峠へ至る区間の整備については、当面、刈り払い、路面補修、標識整備等の歩道の維持管理行為にとどめる。 (イ)十和田湖周遊線については、利用者が自然に親しめるよう適切に整備する。 (ウ)歩道の整備に当たっては、線形勾配は極力現地形を変更しないものとし、浸食、踏圧等により荒廃が進んでいる箇所については、植生回復のための対策を行うとともに利用者の安全に配慮したものとす。</p> <p>イ 附帯施設取扱い (ア)案内標識等のデザインは、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(環境庁自然保護局)によるものとし、統一して充実を図るとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。 (イ)附帯施設としての園地、駐車場、附帯建築物等の取扱いについては、各々の事業取扱方針と同様とする。 (ウ)眺望地点については、その機能を維持するために必要最小限の間伐、枝払い等を認めるものとする。</p> <p>ウ 法面、裸地の処理 第2.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p>
3 園地及び広場	<p>休屋 生出口 子の口 宇樽部 瞰湖台 御鼻部 滝の沢 発荷峠 甲岳台 鉛山峠 大川岱 滝の沢 中山半島 ムジシ 銀鉛山</p>	<p>ア 基本方針 (ア)子の口地区は、既存施設敷地を除いた地域は地形が急峻で、風致上も重要な地域であるので、新たな建築物の新築は認めず既存施設については、現状施設規模程度の改良にとどめる。 (イ)瞰湖台の再整備に当たっては、大規模な施設の拡充は行わず、必要最小限の改良整備にとどめる。 (ウ)敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存する。</p> <p>(エ)園路等の整備には、自然石、木材等の自然の素材をできるだけ使用し、自然景観との調和を図る。また、園地、園路等の見切り線は直線を避けた形とする。</p> <p>イ 附帯施設取扱い (ア)大川岱については、附帯休憩所のビジターセンター的機能がさらに発揮されるよう努めることとする。 (イ)園地附帯休憩所は、最高部の高さを13m以下とする。ただし、民間事業者による発荷峠の園地附帯休憩所については、10m以下とし、既存施設の改良にとどめる。 (ウ)建築物については、宿舎と同様の取扱いとし、施設が複数ある場合はデザインを統一する。(標識等も含む。) (エ)施設からの排水は、下水道に流し、湖に流入しないようにする。ただし、下水道未整備地区については、適切に処理された処理水を地下浸透方式等により処理する。 (オ)駐車場については、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存する。</p> <p>ウ 法面処理及び修景緑化方法 第2.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p>

4  
宿

舎

休 屋  
生 出  
子 の  
宇 樽  
鉛 部  
大 山  
川 岱

ア 基本方針

- (ア) 休屋・生出地区においては、大規模な売店スペースを有しない施設とする。
- (イ) 子の口地区は、既存施設敷地を除いた地域は地形が急峻で、風致上も重要な地域であるので、新たな建築物の新築は認めず、既存施設については、現状施設規模程度の改良にとどめる。
- (ウ) 敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存する。
- (エ) 主要利用道路沿いや施設の連続する地区においては、建築物の最高部の高さ及び壁面線の統一を図り、風致の維持を図る。
- (オ) 宿泊収容力が50人以上の施設は、宿舍事業化を図る。

イ 建築物の高さ

建築物の最高部の高さは13m以下とする。ただし、休屋集団施設地区、鉛山地区については、既存建築物の高さがこれを超えている場合は既存の高さ以下とする。

生出集団施設地区は、国道敷（路肩を含む）から沿線30mの地域については、2階建以下とし、それ以外の地域については、3階建以下とする。

ウ デザイン、色彩、材料等

- (ア) デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。
- (イ) 屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は、焦げ茶色とする。
- (ウ) 外壁は、可能な限り板張り等の自然素材による化粧を施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。

(エ) 建築面積の制限

宇樽部地区の私有地取扱計画A地区における建築面積は、1棟につき1,000㎡以下とする。

生出集団施設地区内の建ぺい率は30%以下とする。

休屋集団施設地区内の建ぺい率または建築面積の上限（以下建ぺい率等という）は、敷地面積ごとに下表のとおりとする。

ただし、既存建ぺい率等がこれを超えている場合の増改築時には、従前の建ぺい率等を越えないものとする。

敷地面積	建ぺい率	建築面積上限値
500㎡未満	60%以下	—————
500㎡以上 1000㎡未満	50%以下	敷地面積600㎡以下の施設の建築面積は、300㎡を上限とする。
1000㎡以上	40%以下	敷地面積1,250㎡以下の施設の建築面積は、500㎡を上限とする。

(オ) 壁面線の後退距離

鉛山地区では、国道敷からの壁面線の後退距離は20m以上とし、湖岸からは50m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。

休屋集団施設地区については、国道敷からの壁面線の後退距離は10m以上とし、他の主な車道からの壁面線の後退距離は5m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。

生出集団施設地区については、国道敷からの壁面線の後退距離は20m以上とする。ただし、既存施設が上記の後退距離以内に位置

する場合は、既存の壁面線の後退距離以上とする。

(カ) 附帯施設の取扱い  
 駐車場は宿泊収容力に見合った適切な規模とする。  
 広告物等は次のとおりとする。

A 風致上支障の少ない場所に必要最小限の設置とする。  
 B 重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。  
 C 野立て看板、電柱・電話柱への掲出、設置は認めない。  
 D 独立して設置する広告物等は、最高部の高さは2.5m以下、表示面積は片面2㎡以下（誘導看板は両面1㎡以下）とする。ただし、統合看板にあつては、高さ5m以下、表示面積は片面5㎡以下（個々の施設は両面1㎡以下）とする。  
 E 色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。  
 F 広告物の照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明については、外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。  
 G 建築物の外壁等に表示する看板類は必要最小限とし、できるだけ建物下部に設置する。

運動施設については、湖に面する位置、主要利用道路から望見される場所は避け、かつ、テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日付け環自保第138号保護管理課長通知）による。

(キ) 修景緑化方法  
 敷地内は駐車場敷以外は、第2.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化に努める。

5  
休憩所

休 屋  
生 出  
宇 樽  
部

ア 基本方針  
 (ア) 主要道路沿いや施設の連続する地区においては、建築物の最高部の高さ及び壁面線の統一を図り、風致の維持を図る。  
 (イ) 既存の売店・食堂等は、建て替え時を機に休憩スペースを有する休憩所事業化を図る。  
 (ウ) 敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存する。駐車場についても、同様とする。  
 (エ) 生出集団施設地区内の建ぺい率は30%以下とする。  
 (オ) 休屋集団施設地区内の建ぺい率または建築面積の上限（以下建ぺい率等という）は、敷地面積ごとに下表のとおりとする。ただし、既存建ぺい率等がこれを越えている場合の増改築時には、従前の建ぺい率等を越えないものとする。

敷地面積	建ぺい率	建築面積上限値
500㎡未満	60%以下	—————
500㎡以上 1000㎡未満	50%以下	敷地面積600㎡以下の施設の建築面積は、300㎡を上限とする。
1000㎡以上	40%以下	敷地面積1,250㎡以下の施設の建築面積は、500㎡を上限とする。

(カ) 休屋集団施設地区においては、国道敷からの壁面線の後退距離は10m以上とし、他の主な車道からの壁面線の後退距離は5m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存の壁面線の後退距離以上とする。

		<p>(キ) 生出集団施設地区においては、国道敷からの壁面線の後退距離は20m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。</p> <p>イ 建築物の高さ 最高部の高さは13m以下とする。ただし、休屋集団施設地区については、既存建築物の高さがこれを越えている場合は既存の高さ以下とする。</p> <p>生出集団施設地区は、国道敷から沿線30mの地域内については、2階建以下とし、それ以外の地域については、3階建以下とする。</p> <p>ウ デザイン、色彩、材料等 (ア) デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。 (イ) 屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は、焦げ茶色とする。 (ウ) 外壁は、可能な限り板張り等の自然素材による化粧を施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>エ 広告物等は次のとおりとする。 (ア) 風致上支障の少ない場所に必要最小限の設置とする。 (イ) 重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。 (ウ) 野立て看板、電柱・電話柱等への掲出、設置は認めない。 (エ) 独立して設置する広告物等は、最高部の高さは2.5m以下、表示面積は片面2㎡以下(誘導看板は両面1㎡以下)とする。ただし、統合看板にあっては、高さ5m以下、表示面積は片面5㎡以下(個々の施設は両面1㎡以下)とする。 (オ) 色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。 (カ) 広告物の照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明については、外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。 (キ) 建築物の外壁等に表示する看板類は必要最小限とし、できるだけ建物下部に設置する。</p> <p>オ 修景緑化方法 敷地内は駐車場敷以外は、第2.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化に努める。</p>
6 野 営 場	宇 樽 部 生 出 滝 の 沢	<p>ア 基本方針 (ア) 林間に車が乗り入れられるキャンプ場として位置付け、既存施設の改良整備を図る。 (イ) 敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存する。 (ウ) 駐車場については、最小限とし、自然に生育する立木は極力避けた位置に設ける。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い (ア) キャンプ場敷地の建築物、標識等の施設は、デザインの統一を図る。 (イ) 附帯建築物は、最高部の高さを10m以下とする。高さ以外については次のとおりとする。 デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。 屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は、焦げ茶色とする。 外壁は、可能な限り板張り等の自然素材による化粧を施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>生出集団施設地区については、建築物は国道敷からの壁面線の後退距離は20m以上とする。ただし、既存施設が上記の後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。</p> <p>ウ 管理運営方法</p>

		<p>ゴミの散乱防止、敷地外での無秩序な野営の禁止などを行って適正な利用を促す。</p>
7 舟遊場	休屋 生樽 宇樽 部	<p>ア 基本方針  (ア)各地区においては、利用の適正化をはかるため、今後とも協業化を指導する。  (イ)休屋・生出地区については、ボートの現行保有隻数の増加を認めない。宇樽部地区についてもボートの保有隻数は必要最小限とする。  (ウ)ボートの色彩はピンク、オレンジ等を避け、落ちついた色彩とする。  (エ)棧橋は、必要最小限の数量、規模とする。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い  (ア)湖岸域の風致維持を図るため、建築物の最高部の高さは10m以下とする。  (イ)高さ以外の構造、意匠、規模は次のとおりとする。  規模は、整備目的をかなえる限りの極力小規模なものとする。  デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。  屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は、焦げ茶色とする。  外壁は、可能な限り板張り等の自然素材による化粧を施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム系及び灰系色とする。  休屋集団施設地区の建築物の国道敷からの壁面線の後退距離は、10m以上とし、他の主な車道からの壁面線の後退距離は5m以上とする。ただし、既存建築物が上記後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。  生出集団施設地区の建築物の国道敷からの壁面線の後退距離は、20m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。</p>
8 駐車場	休屋 宇樽 生出 発荷 峠	<p>ア 基本方針  敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存する。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い  (ア)附帯施設は、最小限とし、周辺自然環境との調和を図る。  (イ)建築物については、次のとおりとする。  壁面は道路から極力離すものとする。  デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。  屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は、焦げ茶色とする。  外壁は、可能な限り板張り等の自然素材による化粧張りを施すものとし、塗装場合の色彩は、茶系色、クリーム系及び灰系色とする。</p> <p>ウ 修景緑化方法  敷地内は、第2.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化に努める。</p>
9 自動車運送施設	休子 の口	<p>ア 休屋地区については、既存施設の改良を図るとともに、施設の統合を検討する。</p> <p>イ 子の口地区は既存施設敷地を除いた地域は地形が急峻で、風致上も重要な地域であるので、新たな建築物の新築は認めず、既存施設については、現状施設規模程度の改良にとどめることとし、最高部の高さは13m以下とする。</p> <p>ウ 建築物については、次のとおりとする。  (ア)デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。  (イ)屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は、</p>



		<p>焦げ茶色とする。</p> <p>(ウ) 外壁は、可能な限り板張り等の自然素材による化粧張りを施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム系及び灰系色とする。</p> <p>(エ) 休屋集団施設地区においては、建築物の最高部の高さは、13m以下とする。ただし、既存建築物の高さがこれを越えている場合は既存の高さ以下とする。</p> <p>また、主な車道敷からの壁面線の後退距離は、5m以上とする。</p>
10 船舶運送施設	中の湖周回線 休屋子の口線 休屋大川岱線	<p>ア 利用の適正化を図るため、今後とも協同運行、協業化を指導する。</p> <p>イ 遊覧船の修理場、冬期陸揚場等の船舶管理施設は、宇樽部川河口一帯の湖岸地に配置されるよう指導する。</p> <p>ウ 建築物については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 最高部の高さは、13m以下とする。</p> <p>(イ) デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。</p> <p>(ウ) 屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は、焦げ茶色とする。</p> <p>(エ) 外壁は、可能な限り板張り等の自然素材による化粧張りを施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム系及び灰系色とする。</p>
11 係留施設	休屋 宇樽部の口 子大川岱 鉛山	<p>既存施設の改良整備を図る。なお、既設の船舶運行状況が変更される場合は必要な拡充改良を図る。</p>
12 給水施設	休屋 宇樽部	<p>給水需要の増加に対応し、施設の拡充改良を図る。</p>
13 排水施設	十和田湖畔	<p>ア 十和田湖畔の休屋・宇樽部・子の口・大川岱・鉛山及び生出等の各集落を対象とする下水道の整備を図る。</p> <p>イ 下水道整備済みの地区については、関係機関とともに接続を指導する。</p> <p>ウ 技術的な理由によりポンプ場等の施設を湖岸域に設置することについて配慮する。</p> <p>エ 建築物については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 最高部の高さは、13m以下とする。</p> <p>(イ) デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。</p> <p>(ウ) 屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は、焦げ茶色とする。</p> <p>(エ) 外壁は、可能な限り板張り等の自然素材による化粧張りを施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム系及び灰系色とする。</p> <p>(オ) 国道敷からの壁面線の後退距離は10m以上とし、他の主な車道からの壁面線の後退距離は5m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存の壁面線の後退距離以上とする。</p>
14 博物館・水族館及び博物展示施設	休屋	<p>ア 施設の改良及び展示物等の内容充実を図る。</p> <p>イ 建築物については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 最高部の高さは、13m以下とする。</p> <p>(イ) デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。</p> <p>(ウ) 屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は、焦げ茶色とする。</p>

		<p>(エ) 外壁は、可能な限り板張り等の自然素材による化粧張りを施すものとし、塗装する場合は、色彩は、茶系色、クリーム系及び灰系色とする。</p> <p>(オ) 国道敷からの壁面線の後退距離は10m以上とし、他の主な車道からの壁面線の後退距離は5m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存の壁面線の後退距離以上とする。</p> <p>(カ) 休屋集団施設地区内の建ぺい率または建築面積の上限（以下建ぺい率等という）は、敷地面積ごとに下表のとおりとする。ただし、既存建ぺい率等がこれを越えている場合の増改築時には、従前の建ぺい率等を越えないものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>建ぺい率</th> <th>建築面積上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500㎡未満</td> <td>60%以下</td> <td>—————</td> </tr> <tr> <td>500㎡以上 1000㎡未満</td> <td>50%以下</td> <td>敷地面積600㎡以下の施設の建築面積は、300㎡を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>1000㎡以上</td> <td>40%以下</td> <td>敷地面積1,250㎡以下の施設の建築面積は、500㎡を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>	敷地面積	建ぺい率	建築面積上限値	500㎡未満	60%以下	—————	500㎡以上 1000㎡未満	50%以下	敷地面積600㎡以下の施設の建築面積は、300㎡を上限とする。	1000㎡以上	40%以下	敷地面積1,250㎡以下の施設の建築面積は、500㎡を上限とする。
敷地面積	建ぺい率	建築面積上限値												
500㎡未満	60%以下	—————												
500㎡以上 1000㎡未満	50%以下	敷地面積600㎡以下の施設の建築面積は、300㎡を上限とする。												
1000㎡以上	40%以下	敷地面積1,250㎡以下の施設の建築面積は、500㎡を上限とする。												
15 植生復元施設	白地山	<p>基本方針</p> <p>利用者による立ち入りや踏みつけ等により荒廃が進んでいる白地山において、復元及び利用の方策に関する検討を行い、事業を実施していくものとする。</p> <p>なお、事業実施に当たっては、広くボランティア等の協力を求めるものとする。</p>												

#### 4. 地域の開発整備に関する事項

##### (1) 自然公園施設

「十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域公園計画書（公園計画の一部変更）」（平成8年7月31日環境庁告示第45号）による整備方針及び事業決定の内容によるものとする。

なお、指導標、案内板については、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（環境庁自然保護局）によるものとし、英語表示等により国際化にも対応したものとする。

##### (2) 一般公共施設

国、県、市町村等が行う各種事業の実施については、公園計画との有効かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について照会を行い、事業内容の把握に努めるものとする。

##### (3) その他

十和田神社等の史跡文化財の保護及び活用を図っていくものとする。

#### 5. 土地及び事業施設の管理に関する事項

##### (1) 国有財産の管理

休屋集団施設地区及び生出集団施設地区に次の国有財産（平成13年3月現在）がある。これらについては国有財産法（昭和23年6月法律第73号）及び国立公園集団施設地区等管理規則（昭和28年10月2日厚生省令第49号）（以下「規則」という。）に基づき適正な管理を行うとともに、使用者については、規則に基づく申請内容と使用許可条件の遵守を徹底させることとする。

なお、風致の維持及び環境の保持を図るため、老朽建築物の撤去整理及びこれらの跡地や、未利用荒廃地の園地化、緑地化を促進する。

##### ア 休屋集団施設地区

- 土地：29.1ha  
施設：車道、園地、駐車場、ビジターセンター等
- イ 生出集団施設地区  
土地：15.6ha  
施設：園地、駐車場、野営場等

(2) 財団法人 自然公園美化管理財団事業

休屋、生出地区の駐車場、園地、休憩所、公衆便所、野営場、ビジターセンター等の維持管理、地区内の清掃が適切に行われるよう指導する。

(3) その他の土地または事業施設の管理

休屋、生出地区の施設は、(財)自然公園美化管理財団及び、(社)十和田湖国立公園協会に管理を委託しているので、管理が適切に行われるよう指導する。

6. 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア ビジターセンターの利用・運営

休屋には、昭和54年に開設したビジターセンターがある。写真やジオラマ等の展示物とハイビジョン、マルチスライドのほか、自然観察用の印刷物も頒布し情報提供に努めている。日常の管理は、(財)自然公園美化管理財団に委託しているが、今後益々重要となる自然とのふれあい行事を、パークボランティア等の協力を得て積極的に行っていく。

イ 解説板の整備

湖畔園路等に設置されている自然解説板は利用率も高く、自然を理解するための手助けとして重要である。これらの解説板は、ビジターセンターの自然解説システムの中で位置づけ、計画的に整備する。

(2) 利用の規制

ア 自動車の利用規制

本地区の公園利用者の大多数は自動車を訪れており、適正な自動車の誘導と駐車場の管理は重要である。

本地区では当面、次の方針で利用の適正化を図るものとする。

(ア) 湖畔園地・緑地・園地等への車の乗入れ防止のため、必要に応じ、それぞれの管理者において車止柵・標識等の整備を図る。

(イ) 国道・主要地方道の路上駐車禁止措置を公安委員会に要請し、道路通行の円滑化を図る。

イ 野営の規制

本地区における無秩序な野営は、植生の破壊・ゴミ等の散乱・営火による山火事の危険等の問題があり、野営場以外での野営については、必要に応じ土地管理者等に必要な措置を要請し、利用の適正化に努める。

ウ ボートの規制

十和田湖においては、遊覧船・モーターボート・ローボート・ウィンドサーフィン等の利用がなされているが、これらの利用の適正化を図るため、当面、次の方針でのぞむものとする。

なお、利用の増大により環境が悪化する恐れがでてきた場合には、乗り入れ規制地域の指定についても検討する。

(ア) 近年増加の傾向にある自家用モーターボート等については、宇樽部等に整備されてきている係留施設の利用を指導する。

なお、河川敷・国有林野等での無秩序な係留が問題となる場合には、関係機関に必要な措置を要請し、利用の適正化に努める。

(イ) 近年水上バイクの湖面利用が増大している。静穏な環境の保持及び事故防止の観点から利用実態を把握し、適正な湖面利用のルール作り等適正化対策を関係機関と検討する。

エ レジャー用車輛の利用規制

スノーモービル等の乗り入れについては、平成2年12月1日の公園計画の一部変更により規制地域の指定が行われた。自然環境保全のため、関係機関の協力のもと乗り入れ防止パトロールを行っていくこととする。

オ 立売の規制

公園地内における立売行為は快適な利用を阻害し、利用者へ不快の念をいだかせ、衛生管理上の支障、ゴミ処理上の問題もあるので、各施設の管理者、警察等の協力を得て強力に指導・注意する。

### (3) 利用者の安全対策

十和田湖における水泳は水温が低く、急に水深を増し、危険なため、関係機関等との合意により、統一的に指導する。

## 7. 地域の美化修景に関する事項

### (1) 美化清掃計画

国立公園内の美化清掃については、地域住民以外の公園利用者に起因し、しかもその清掃責務を明確にできない湖岸地、山林、草原等の場所で発生していることから、これらの業務は国・県・町及び地元関係事業者が各々負担して行なうこととしている。

しかし、休屋等区内で発生する空き缶、キリタンポ・焼き魚の串等の処理については、原因者が特定されることから、各販売店においてごみ箱を設置して処理するものとする。

本地区においては、(社)十和田湖国立公園協会が十和田・奥入瀬・八甲田地区を一括してこれら一般公共ゴミの収集処理に当たっている。同協会は、当該事業のほか、各公共施設の清掃等の受託業務、地域の生活及び事業所ゴミの収集などの事業も行い、地区全体の清掃業務を総合的に実施している。しかし、美化清掃事業は支出に対する人件費の割合が高く、その経費も経年的に増大していくので、各関係者が応分の負担を担う必要がある。

また、本地区においては昭和54年度から(財)自然公園美化管理財団が事業を開始し、休屋地区内の駐車場を有料化して、その収益の一部を間接的に(社)十和田湖国立公園協会に助成するとともに、環境省所管地の美化清掃等を行っている。同財団の美化清掃事業に対するこれらの協力は、今後とも継続することとする。

なお、これら二団体は、その事業内容に共通の事項が多く、将来的には統合等を検討することとするが、当面は(社)十和田湖国立公園協会が中心となって地区内の美化清掃業務を行なうことが清掃設備人員等の点で効率的である。

### (2) 修景緑化計画

十和田湖地区はほとんど全域がミズナラ・ブナクラス域の植生に被われているので、地区内の修景緑化に当たっては、その立地条件に応じて次のような方針で指導する。

#### ア 宿舎・休憩所・住宅等の建築物の周辺

建築物の周辺は、自然景観に対する影響の軽減化と利用の快適性の維持をはかるため、その自然環境に適した次のような現地産樹木と同種の樹木による植栽を行なう。

ただし、集落内のアメニティ向上のために、地区が一丸となって行う修景緑化については、個別に検討対処する。

(ア) 湿潤地 ----- カツラ、トチノキ、サウグルミ、ハルニレ等

(イ) 適湿地 ----- ブナ、ミズナラ、ナナカマド、ホオノキ、ベニヤマザクラ、カエデ類、シナノキ等

(ウ) 乾燥地 ----- アカシデ、リョウブ、ヤマモミジ、アカマツ、キタゴヨウ等

#### イ 園地・野営場等の面的な施設

国立公園の施設としてふさわしい良好な利用環境を保つため、既存の樹林は極力残存させる。

また、疎林地においては前記アと同様の樹木による植栽を行なう。

#### ウ 道路・治山砂防施設等の法面及び荒廃地等

法面の処理には防災上問題が生じないことを念頭に置き、可能な限り次のような方法で修景緑化をはかる。

(ア) 緑化には原則として、現地産植物と同種のタニウツギ、ヒメヤシャブシ等の木本類、シバ、ススキ、ヨモギ類、ヤマブキショウマ等の草本類を使用する。

(イ) 森林への移行が可能な箇所については、客土を行なうなどして、その修景緑化は自然の遷移に委ねるものとする。風致景観上の支障を早期に軽減する必要がある場合は、ヤマハンノキ類、ヤナギ類等植物遷移の初期段階に出現する成長の早い樹木の播種又は植栽等を行う。

(ウ) 緑化が困難な場合には、現地産植物の自然繁殖を促進させるため、法面安定処理を行う。

#### エ 表土の活用

特別保護地区、第1種特別地域及び風致上重要な箇所については、切土を行なった際に発生した表土を緑化に用いる。

### 第3 奥入瀬管理計画区

#### 1. 地域の概要

本管理計画区は、子ノ口から焼山までの奥入瀬渓流を主体とする地域である。

奥入瀬渓流は、十和田湖から流出する唯一の河川で、延長約14km、高低差200mのU字型渓谷となっている。

本地域は、渓流水の清澄さ、岩壁にかかる数多くの滝、トチ、カツラ、サワグルミ、ブナ、カエデ等の広葉樹の他、岩に着生した蘚苔類等や林床の植物が一体となって、日本でも希有の渓谷美を誇っており、国の特別名勝及び天然記念物にも指定されている。

本地域の利用は、奥入瀬渓流沿いに整備されている車道、歩道を利用した自動車、徒歩による探勝が主体で、年間約300万人の人々が訪れる。新緑、紅葉の利用最盛期には、交通渋滞により公園の快適な利用が阻害されており、騒音、排気ガス等交通公害による自然環境への影響が問題となっている。これらの問題を解消するために、昭和57年に焼山青撫線道路（車道）事業が承認され、平成9年10月より惣辺・青撫山間における供用を開始している。

また、本地域には、電源用、農業用の利水を目的とした源流部の子ノ口制水門と、下流部の十和田発電所があり、子ノ口制水門からは4月から11月の観光シーズン中、渓流への放流がなされている。

下流部の焼山は、青森市、十和田市方面からの十和田湖・奥入瀬地域の玄関口となっている。

#### 2. 管理の基本的方針

##### (1) 保護に関する方針

奥入瀬渓流沿いの懸崖にかかる滝、溶結凝灰岩の柱状節理等からなる地形、トチ、カツラ、サワグルミ等の渓畔林、シダ等の林床植生及び岩に着生した蘚苔類等で構成される渓流景観の厳正な保護を管理の最も基本的な目的として、公園計画に示されている保護規制計画に従い、次の方針により、保護のための対策を講ずることとする。

ア 植生については、現状のまま自然の推移に委ねることを基本とする。

イ 生態系の維持に努め、野生生物との共生を図っていくとともに、利用者の踏み込み等により植生が衰退している箇所は、関係機関の協力を得ながら、踏み固められた土壌の改良等により自然植生が回復しやすい条件を整備するとともに、立ち入り防止柵の設置等により、歩道外への踏み込みを防止する他、後継樹の育成を図り、長期的に森林の回復を目指す。

ウ 奥入瀬渓流の水質を保全するため、十和田湖の水質の保持に努めるとともに、流域においては適切な森林施業がなされるよう関係機関と調整を図る。

エ 景観及び生態系保護のため、現行放流量を維持させるとともに、利用シーズンの延長に対応した適正な放流量の確保について水利権者及び関係機関と調整を図る。

オ オオハンゴンソウ等の外来植物は発見次第除去する。

カ 風倒木、流木については、車道、歩道への通行上の妨げや下流に悪影響を及ぼすなど、利用上、安全上重大な支障がない限り存置することとする。除去する際は、周辺植生に影響を与えないよう行う。

##### (2) 利用に関する方針

ア 公園計画に定められた車道、歩道、宿舎、園地その他の公園事業が適切に執行されるよう各事業者を指導し、国際化に対応した風格ある国立公園作りに努める。

イ 奥入瀬渓流の自然環境保護のため、現国道102号線（青森鹿角線道路）における交通規制について検討を進め、関係機関とともにその実施を図るものとする。

ウ 奥入瀬渓流は、ゆっくり歩きながら探勝する歩道中心の利用が望まれるため、これに対応した施設の整備を検討する。

エ 公園利用が原因となる自然破壊やゴミの散乱等の問題が生じないように関係機関、公園事業者、自然公園指導員、パークボランティア等と協力連携のうえ、利用者を指導することとする。

オ 公園利用者に対し、地区の自然環境に関する理解を深め、また、自然の紹介、利用マナーの徹底等の普及啓発を図るため、自然解説活動を推進する。

カ 公園利用施設の美化清掃、施設管理においては、各事業者、(社)十和田湖国立公園協会、その他ボランティアの協力を得て、国立公園としての水準を保つよう努める。

駐車場、休憩所等を占拠する露店、乗り入れ規制を無視して侵入する車両など一般利用者

不快の念を抱かせる行為については、各施設の管理者、関係機関、警察等と協力して、可能な限り組織的に指導、注意することとする。

### 3. 風致景観の管理に関する事項

#### (1) 許可、届出等取扱方針

「自然公園法施行規則」(昭和32年厚生省令第41号)第11条各項及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第180-1号自然保護局通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

また、奥入瀬溪流本流域の特別保護地区内では、公園事業施設及び治山砂防施設等の公共的施設以外の工作物の新增築及び地形の改変等は認めない。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<p>焼山青撫線道路(車道)沿線については次のとおりとする。</p> <p>ア 規模は、必要最小限のものとする。</p> <p>イ 道路敷からの壁面線の後退距離は30m以上とする。ただし、農林業に係る行為、軽微な行為は除く。</p> <p>ウ デザイン、色彩、材料 (ア) デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。 (イ) 屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。なお、車庫、物置等の小規模なものについてはこの限りでない。色彩は、焦げ茶色とする。 (ウ) 外壁は、風致景観上重要な地域及び公園利用者の集中する場所では、可能な限り板張り等の自然素材による化粧張りを施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>エ 修景緑化方法 敷地内の空き地は、駐車場敷を除き可能な限り第3.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p> <p>オ その他 (ア) 建築物に自動販売機を併設する場合は、第3.3.(1)(5)自動販売機の取扱方針によるものとする。 (イ) 施設からの排水は、下水道に流し、溪流に流入しないようにする。下水道未整備地区については、適切に処理された処理水を地下浸透方式等により処理する。</p>
(2) 道路(車道)	全域	<p>ア 基本方針 (ア) ルート選定に当たっては、主要利用道路、展望地点から望見されないよう配慮する。 (イ) 線形は風致景観と安全性に配慮し、地形改変が最小となるものとする。 (ウ) 支障木伐採は最小限とする。 (エ) 風致景観のみならず動植物の生育にも配慮した構造及び工法とする。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い (ア) ロックフェンス、ロックネット、ロックシェッド、スノーシェッド等の防護施設は必要最小限とし、ロックフェンス、ロックネット等の色は、焦げ茶色又は亜鉛ドブ付け、亜鉛メッキ仕上げとする。 (イ) 交通安全柵はガードケーブルとし、色彩は、焦げ茶色塗装又は亜鉛ドブ付け、亜鉛メッキ仕上げとする。 ただし、交通安全上やむを得ない箇所についてはガードレー</p>

		<p>ルも認める。この場合も色彩は、上記のとおりとする。</p> <p>(ウ) 橋梁については、周辺自然環境に調和した形状とし、色彩については、焦げ茶色系を基本とする。</p> <p>(エ) トンネル出入口は、自然石等による化粧や緑化を行い修景を図る。</p> <p>(オ) 法面擁壁等は、自然石もしくは自然石に模したブロック等による石積擁壁、同様の化粧張りを施したコンクリート擁壁とする。なお、特別保護地区及び第1種特別地域においては自然石を使用したものとする。</p> <p>ウ 法面処理及び修景緑化方法 モルタル吹き付けは、認めない。ただし、交通安全上やむを得ない場合はこの限りでない。なお、修景緑化については、第3.7.(2)修景緑化計画の方法により行う。</p> <p>エ 残土処理方法 残土は、公園区域外に搬出し処理する。</p> <p>オ 廃道敷地等の取扱い 廃道敷地等は、舗装を撤去の上、第2.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p>
(3) 電柱、鉄塔、アンテナ等	全 域	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 電力・電話線路の新設に当たっては、特別保護地区、第1種特別地域及び公園利用者の集中する重要な地域については、地下埋設とする。既設のものについても付け替え時に可能な限り地下埋設とする。</p> <p>(イ) 電力・電話線は可能な限り共架とする。</p> <p>(ウ) 広告物の掲出、設置は認めない。</p> <p>イ 規模、構造、色彩等</p> <p>(ア) 高さ・本数は、必要最小限とする。</p> <p>(イ) 色彩は、焦げ茶色とし、林内等公園利用者の目にふれにくい場所については灰色も可とする。</p>
(4) 治山・砂防及び河川等の施設	全 域	<p>ア 奥入瀬溪流本流域で、しかも主要な利用道路や公園利用地域から近接して望見される位置におけるコンクリート製の治山・砂防施設については、自然石や木質材料による化粧張りを施すこととする。</p> <p>イ 風致景観のみならず動植物の生息にも極力配慮した構造及び工法とする。</p> <p>ウ 工事中道路等の仮工作物については、工事完了後直ちに撤去し、跡地については、第3.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p>
(5) 自動販売機	全 域	<p>ア 自動販売機の、道路脇への単独設置は認めない。</p> <p>イ 建築物に自動販売機を併設する場合は、設置場所は軒下とし、建築物の壁面と同一面に納まるよう設置する。壁面と同一面に設置が不可能な場合は、木材等の化粧板で覆うほか、建築物壁面の色彩と同一色系のものを用いる。</p>
2 木竹の伐採	全 域	<p>ア 森林施業の取扱いについては「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日付け国発第643号国立公園部長通知)に基づくものとする。また、施業に際しては、極力地域の立地条件等に応じた樹種への更新に配慮されるよう関係機関と調整を図る。</p> <p>イ 学術研究を目的とした木竹の伐採については、以下の通りとする。</p> <p>(ア) 学術研究を目的とした木竹の伐採については、必要最小限と</p>

		<p>し、採取した木竹については可能な限り標本保管、展示等の有効利用を図るものであること。</p> <p>(イ) 調査時は、常に許可証を携行し、行為が許可されていることを明示した腕章等を着用するとともに、標識等を設置することにより他の公園利用者との区別を明確にすること。</p> <p>(ウ) 調査結果は、東北地区自然保護事務所長に報告すること。</p>
3 鉱物の掘採及び土石の採取	全 域	<p>ア 鉱物の掘採については、認めない。</p> <p>イ 学術研究を目的とした土石の採取については、以下の通りとする。</p> <p>(ア) 学術研究を目的とした土石の採取については、その採取量は必要最小限とし、採取した土石については可能な限り標本保管、展示等の有効利用を図るものであること。</p> <p>(イ) 調査時は、常に許可証を携行し、行為が許可されていることを明示した腕章等を着用するとともに、標識等を設置することにより他の公園利用者との区別を明確にすること。</p> <p>(ウ) 調査結果は、東北地区自然保護事務所長に報告すること。</p>
4 広告物の設置等 (1) 指導標・案内標識	全 域	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 効果的な場所に必要最小限の設置とする。</p> <p>(イ) 重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、設置者が補修、撤去等の適切な管理を行う。</p> <p>イ 規模、構造、色彩、照明等</p> <p>(ア) 指導標、案内板は適切な規模、構造のものとする。</p> <p>(イ) 色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等の自然素材を極力使用する。</p> <p>(ウ) 照明は外部からのスポット照明を原則とし、内部照明方式については外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。</p>
(2) 営業用広告物	全 域	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 風致上の支障の少ない場所に必要最小限の設置とする。</p> <p>(イ) 重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、設置者が補修、撤去等の適切な管理を行う。</p> <p>(ウ) 野立て看板、電柱・電話柱への掲出、設置は認めない。</p> <p>イ 規模、構造、色彩等</p> <p>(ア) 独立して設置する広告物等は、最高部の高さは2.5m以下、表示面積は片面2㎡以下(誘導看板は両面で1㎡以下)とする。 ただし、統合看板にあっては、高さ5m以下、表示面積は片面5㎡以下(個々の施設は両面1㎡以下)とする。</p> <p>(イ) 色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。 また、看板の材料には木材・石材等自然の素材を極力使用する。</p> <p>(ウ) 照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明方式については外部照明方式へ転換するよう指導していくものとする。</p> <p>(エ) 建築物の外壁等に表示する看板類は必要最小限とし、できるだけ建物下部に設置する。</p>
5 木竹の損傷、木竹以外の植物の採取・損傷もしくは落葉・落枝の採取又は動物の捕獲・殺傷もしくは動物の	全 域	<p>ア 学術研究を目的とした木竹の損傷、木竹以外の植物の採取・損傷もしくは落葉落枝の採取又は動物の捕獲・殺傷もしくは動物の卵の採取・損傷については、必要最小限とし、採取したものについては、可能な限り標本保管、展示等の有効利用を図るものであること。</p> <p>イ 調査時は、常に許可証を携行し、行為が許可されていることを明示した腕章等を着用するとともに、標識等を設置することによ</p>



卵の採取・損傷	<p>り他との公園利用者との区別を明確にすること。 ウ 調査結果は、東北地区自然保護事務所に報告すること。</p>
---------	---

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号自然保護局長通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

なお、営業行為を伴う事業者に対しては、国立公園の利用施設としてふさわしい快適な施設内容や利用者サービスの確保と、適正な営業行為を行うよう指導する。特に、営業広告物の表示や騒音、悪臭等の発生行為等の自粛について指導し、快適な利用環境の維持を図る。

また、施設からの排水は下水道に流し、溪流に流入しないようにする。ただし、下水道未整備地区については、適切に処理された処理水を地下浸透方式等により処理する。

事業の種類	地区名	取 扱 方 針
1 道路(車道)	青森鹿角線 焼山青撫線	<p>ア 基本方針 (ア) 特別保護地区内における道路の拡幅改良は認めない。ただし、道路通行安全上必要で、かつ局部的なものはこの限りでない。 また、改良に当たっては、自然石で化粧張りを施した擁壁を用いるなどして地形改変を最小限にとどめる。 (イ) 線形は風致景観と安全性に配慮し、地形改変が最小となるようにする。 (ウ) 支障木の伐採は最小限とする。なお、当該行為において木本による修景緑化の必要がある場合には、当該工事により発生した支障木を修景木として用いることとする。 (エ) 風致景観のみならず、動植物の生息にも配慮した構造及び工法とする。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い (ア) 焼山子の口間においては、ロックシェッド、スノーシェッド等の道路面を覆う附帯工作物は認めない。これ以外の地域については、必要最小限の規模とする。 (イ) ロックフェンス、ロックネット、法面保護工等の道路交通安全施設については、必要最小限とし、ロックフェンス、ロックネット等の色は、焦げ茶色又は亜鉛ドブ付け、亜鉛メッキ仕上げとする。 (ウ) 交通安全柵は、ガードケーブルを基本とし、色彩は焦げ茶色塗装又は亜鉛ドブ漬け、亜鉛メッキ仕上げとする。 ただし、交通安全上やむを得ない箇所については必要最小限のガードレールも認めるものとする。この場合も色彩は上記のとおりとする。 (エ) 橋梁については、周辺自然環境に調和した形状とし、色彩については、焦げ茶色を基本とする。 (オ) トンネル出入口は、自然石等による化粧や緑化を行い修景を図る。 (カ) 附帯施設としての園地、駐車場、建築物等の取扱いについては、各々の事業取扱方針と同様とする。 (キ) 法面擁壁等は、自然石もしくは自然石に模したブロック等による石積擁壁、同様の化粧張りを施したコンクリート擁壁とする。なお、特別保護地区及び第1種特別地域においては自然石を使用したものとする。</p> <p>ウ 法面処理及び修景緑化方法 (ア) モルタル吹き付けは、認めない。ただし、交通安全上やむを得ない場合は、この限りでない。なお、修景緑化については、第3.7.(2)修景緑化計画の方法により行う。</p>

		<p>(イ) 奥入瀬溪流沿いの懸崖については、景観保護のため、極力樹脂注入、ロックボルト工法等によるものとする。</p> <p>エ 汚濁防止措置 工事の施工に当たっては、周辺水域へ汚濁水等を流出させないよう沈殿池等を設置する等の措置を講ずる。</p> <p>オ 残土処理方法 残土は、公園区域外へ搬出し処理する。ただし、牧野地内等で残土を風致上の支障なく処理できる場合は緑化を行うことを条件に公園区域内での処理を認めるものとする。</p> <p>カ 廃道敷地等の取扱い 廃道敷地等は、舗装を撤去の上、第3.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p>
2 道路(歩道)	東北自然歩道線	<p>ア 基本方針 (ア) 歩道を全線連続させ、車道併設区間の解消を図る。 (イ) 探勝利用促進のための利用情報や自然情報を提供し、これらを補助する解説施設等の整備を行う。 (ウ) 歩道の整備に当たっては、線形勾配は極力現地地形を变形しないものとし、侵食、踏圧等により荒廃が進んでいる箇所については、植生回復のための対策を行うとともに、利用者の安全に配慮したものとする。 (エ) 施設は、木造を基本とする。</p> <p>イ 附帯施設取扱い (ア) 案内標識等のデザインは、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(環境庁自然保護局)によるものとし、統一した施設の充実を図るとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。 (イ) 建築物については必要最小限とし、デザイン等は次のとおりとする。 デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。 屋根は、寄棟又は切妻とし、勾配は、10分の2以上とする。色彩は焦げ茶色とする。 外壁は可能な限り板張り等の自然素材による化粧張りを施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>ウ 擁壁 法面に擁壁を利用する場合は、自然石又は木材を使用するものとする。</p>
3 園地	石焼 戸山 川	<p>ア 基本方針 (ア) 敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存し、林床への踏み込みが起らないようにする。</p> <p>イ 附帯施設取扱い (ア) 附帯施設は必要最小限とし、周辺自然環境と調和したシンプルなデザインとする。施設が複数ある場合はデザインを統一する。(標識等も含む) (イ) 附帯建築物については次のとおりとする。 デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。 屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は焦げ茶色とする。 外壁は可能な限り板張り等の自然素材による化粧張りを施すものとする。</p>

		<p>すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>ウ 建築物の壁面線の後退距離          国道102号線（青森鹿角線）及び河川敷からの壁面線の後退距離は、20m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は既存壁面線の後退距離以上とする。</p>
4 宿 舎 焼 山		<p>ア 基本方針          （ア）宿泊収容力50人以上の施設は、宿舍事業化を図る。          （イ）敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存する。</p> <p>イ 建築物の高さ          建築物の最高部の高さは13m以下とする。</p> <p>ウ デザイン、色彩、材料等          （ア）デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。          （イ）屋根は切妻または寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は、焦げ茶色とする。          （ウ）外壁は可能な限り板張り等の自然素材による化粧張りを施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>エ 建築物壁面線の後退距離          国道102号線（青森鹿角線）及び河川敷からの壁面線の後退距離は20m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存の壁面線の後退距離以上とする。</p> <p>オ 附帯施設の取扱い          （ア）駐車場は宿舍収容力に見合った適切な規模とする。          （イ）広告物等は次のとおりとする。          風致上の支障の少ない場所に必要最小限の設置とする。          重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。          野立て看板、電柱・電話柱への掲出、設置は認めない。          独立して設置する広告物等は、最高部の高さは2.5m以下、表示面積は片面2㎡以下（誘導看板は両面で1㎡以下）とする。ただし、統合看板にあつては、高さ5m以下、表示面積片面5㎡以下（個々の施設は両面1㎡以下）とする。          色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等自然素材を極力使用する。          照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明方式については外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。          建築物の外壁等に表示する看板類は必要最小限とし、できるだけ建物下部に設置する。</p> <p>カ 修景緑化方法          敷地内は、駐車場敷以外は第3.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化に努める。</p>
5 駐 車 場 焼 山		<p>ア 基本方針          敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存する。</p> <p>イ 附帯施設の取扱          （ア）附帯施設は必要最小限とし、周辺自然環境との調和を図る。          （イ）附帯建築物は、国道102号線（青森鹿角線）敷からの壁面線の後退距離は、20m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。</p>

		<p>(ウ) 建築物の最高部の高さは13m以下とする。</p> <p>(エ) デザイン、色彩、材料等は次のとおりとする。          デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。          屋根は切妻または寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。          色彩は、焦げ茶色とする。          外壁は可能な限り板張り等の自然素材による化粧張りを施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>ウ 修景緑化方法          敷地内には第3.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化に努める。</p>
6 休憩所	焼山	<p>ア 基本方針          敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存する。</p> <p>イ 建築物の高さ          最高部の高さは13m以下とする。</p> <p>ウ デザイン、色彩、材料等          (ア) デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。          (イ) 屋根は、切妻または寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。          色彩は、焦げ茶色とする。          (ウ) 外壁は可能な限り板張り等の自然素材による化粧張りを施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>エ 建築物壁面線の後退距離          国道102号線(青森鹿角線)及び河川敷からの壁面線の後退距離は、20m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存の壁面線の後退距離以上とする。</p> <p>オ 附帯施設の取扱い          (ア) 駐車場は収容力に見合った適切な規模とする。          (イ) 広告物等は次のとおりとする。          風致上の支障の少ない場所に必要最小限の設置とする。          重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。          野立て看板、電柱・電話柱への掲出、設置は認めない。          独立して設置する広告物等は、最高部の高さは2.5m以下、表示面積は片面2㎡以下(誘導看板は両面で1㎡以下)とする。ただし、統合看板にあっては、高さ5m以下、表示面積片面5㎡以下(個々の施設は両面1㎡以下)とする。          色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等自然素材を極力使用する。          照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明方式については外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。          建築物の外壁等に表示する看板類は必要最小限とし、できるだけ建物下部に設置する。</p> <p>カ 修景緑化方法          敷地内の駐車場敷以外は第3.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化に努める。</p>
7 博物展示施設	焼山	<p>ア 基本方針          (ア) 総合的な情報提供施設として整備する。          (イ) リアルタイムな自然情報等を提供し、適切な利用への誘導を</p>

		<p>図るための拠点として整備する。</p> <p>イ 規模 施設規模は、整備目的にかなった適正なものとする。</p> <p>ウ デザイン・色彩・材料等 材料は木材等の自然素材を使用し、デザインは、宿舍の取扱いと同様とする。</p>
8 排水施設	十和田湖畔	<p>ア 十和田湖畔排水施設事業からの放水路は、車道下に埋設し、最終放水口は焼山地区に設ける。</p> <p>イ 橋梁部等で放水路が地上に露出する場合は、木造の覆いを設ける等の措置を講じて景観の保護を図る。</p> <p>ウ 放水管の埋設に当たっては、周辺樹木への影響の少ない位置を選定する。</p>
9 植生復元施設	奥入瀬溪流	<p>利用者による立ち入りや踏みつけ等により荒廃が進んでいる奥入瀬溪流において、復元事業を実施していく。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、広くボランティア等の協力を求めることも検討する。</p>

#### 4. 地域の開発整備に関する事項

##### (1) 自然公園施設

「十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域公園計画書（公園計画の一部変更）」（平成8年7月31日環境庁告示第45号）の整備方針及び事業決定の内容によるものとする。

なお、指導標、案内板等については、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（環境庁自然保護局）によるものとし、英語表示等により国際化に対応したものとする。

##### (2) 一般公共施設

国、県、市町村等が行う各種事業の実施については、公園計画との有効かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について、照会を行い、事業内容の把握に努めるものとする。

#### 5. 土地及び事業施設の管理に関する事項

##### (1) 国有財産の管理

国立公園の入口にあたる焼山に、次の国有財産（平成9年4月現在）がある。これらについては、国有財産法（昭和23年6月法律第73号）に基づき適正な管理を行う。

土地： 0.4 ha

施設：東屋、園路、入口標識

#### 6. 利用者の指導に関する事項

##### (1) 自然解説に関する事項

焼山、石ヶ戸園地の休憩所や歩道沿いに設置した解説板を活用したセルフガイドシステムを確立する。また、パークボランティア等による自然解説活動の推進を図るとともに、リーフレット等の整備も行う。

##### (2) 利用の規制

###### ア. 自動車に対する利用規制

奥入瀬溪流沿いを通る青森鹿角線道路（国道102号線）は、十和田湖と八甲田の両利用拠点を連絡する公園利用上重要な車道であると同時に、国道として産業・生活用の交通利用も多い車道である。しかしながら、奥入瀬溪流の重要な景勝地を通過しているため、公園事業取扱方針のとおり、道路の拡張改良は認めていない。一方、夏・秋の利用最盛期には交通渋滞が生じ、公園利用の快適性が阻害されている。この状況の改善策として、昭和49年より「国立公園内における自動

車利用適正化要綱」に基づき、関係機関及び地元の協力を得て車道沿いに車止め杭・制札等の設置、駐車禁止の措置を講じ、交通の円滑化をはかっている他、平成元年からは十和田湖周辺交通渋滞対策会議（会長：十和田湖町長）により春・秋の2回交通指導を行っている。

また、抜本的解決策として奥入瀬バイパス（焼山～子の口）が計画され、第1期工事として昭和57年度より惣辺～青撫間の工事が進められ、平成9年10月22日供用が開始された。

以上のような現況に鑑み、今後の適正な公園利用をはかるため、関係機関により平成10年度から「奥入瀬バイパス交通会議」において検討を進め関係機関へ提言が行われた。今後は、この提言の実施に向けて検討を行い、早期実現を図るものとする。

また、従来より実施している自動車利用適正化要綱に基づく、規制措置についても上記対策の実施と整合を取りつつ検討を進めていくものとする。

#### 提言概要

交通規制は、平成14年度段階的に実施する。七曲り区間の道路構造の問題及び、交通容量不足の解消を図る青ブナ山バイパス関係までは、実施時期を限定し溪流区間のマイカー規制と七曲り区間の大型車の一方通行規制を実施する。

全体のバイパス完成後は、時期及び車種を限定せず、本格的な規制を実施する。

#### イ．レジャー用車両の利用規制

スノーモビル等の乗り入れについては、平成2年12月1日の公園計画の一部変更により規制地域の指定が行われた。自然環境保全のため、関係機関の協力のもと、乗り入れ防止パトロールを行っていくこととする。

#### ウ．野営の規制

本地区における野営は、禁止する。また、必要に応じ土地管理者等に必要な措置を要請し、公園利用の適正化に努める。

#### エ．立売規制

公園地内における立売行為は、禁止する。また、快適な利用を阻害し、利用者へ不快な念を抱かせ、衛生管理上の支障、ゴミ処理上の問題もあるので、各施設の管理者、警察等の協力を得て強力に指導・注意する。

### 7．地域の美化修景に関する事項

#### (1) 美化清掃計画

国立公園内の美化清掃については、主として地域住民以外の公園利用者に起因し、しかもその清掃責務を明確にできない山岳地、山林、草原等の場所で発生していることから、これらの業務は国、県、町及び地元関係事業者が各々負担して行うこととしている。本地区においては、(社)十和田湖国立公園協会が十和田・奥入瀬・八甲田地区を一括し、これらの一般公共ゴミの収集処理にあっている。同協会は当該事業のほか、各公共施設の清掃等の受託業務、地域の生活及び事業所ゴミの収集等の事業も行い、地区全体の清掃業務を総合的に実施している。

今後とも関係者の協力のもとに清掃事業を進めていくとともに、ゴミの持ち帰り運動等の機会を通じて、啓蒙活動を行っていくものとする。

#### (2) 修景緑化計画

奥入瀬地区は、ジウモンジシダ・サワグルミ群集及びオオバクロモジ・ブナ群集を中心としたミズナラ・ブナクラス域の植生に被われており、地区内の修景緑化に当たっては、第2.7.(2)修景緑化計画により行うものとする。

## 第4 北八甲田管理計画区

### 1. 地域の概要

本管理計画区は、北八甲田火山群を包含する地域で、南側は荒川及び鳶川の上流域の沢を境界に南八甲田管理計画区と接している。

本地域は、1584.6mの大岳を最高峰とし、高田大岳、赤倉岳等をはじめとする十数余の山々は約15万年前までの火山活動により形成されたもので、山麓のブナ林、中腹から山稜にかけて分布し、冬には樹氷となるアオモリトドマツ林、山稜部の高山植物群落及び八甲田の名の由来となっている幾多の湿原の植物など学術的にもすぐれた植物相とともに優れた山岳景観を誇っている。

また、旧カルデラ湖といわれる田代平や、火砕流により形成された萱野高原は、広大な牧野景観を呈している。

本地域の山麓部には、南西側と北西側とに公園計画車道が環状に整備され、谷地温泉で交叉するこれらの道路は、奥入瀬・十和田湖方面への周遊利用道路の一部となっている。本地域の利用は、自動車による十和田湖方面等への周遊利用、酸ヶ湯またはロープウェイの整備されている寒水沢から八甲田山への登山利用、春を中心としたスキー利用並びに田代平及び萱野高原でのピクニック利用などである。

また、道路沿線には城ヶ倉、酸ヶ湯、猿倉、谷地及び田代平等に温泉があり、湯治利用も盛んである。

### 2. 管理の基本的方針

#### (1) 保護に関する方針

北八甲田火山群の火山地形、ブナ・アオモリトドマツ等の自然林、高山植物群落、湿原植物群落の保護等、地区の雄大な山岳景観と人工物の少ない豊かな自然性の維持を管理の最も基本的な目的として、公園計画で示されている保護規制計画に従い、以下により保護のための方策を講ずることとする。

田代平及び萱野高原に見られる牧野景観については、人為的影響下で成立しているものであり、レクリエーション面での価値が高いことから、現状での景観維持を前提に行いを抑制するとともに、草地維持のための支援等を検討することとするが、当面は荒廃防止のため灌木の刈払い、乗り入れ規制措置等により、シバ草原の維持育成に関し、土地所有者等に協力を要請する。また、田代平のレンゲツツジ・ズミ群落、萱野高原のシナノキ大径木についても同様とする。

ア 森林施業に関しては、一般的な公園利用者の視点からの眺望と展望に支障が少なくなるように関係機関に配慮を求めることとする。

イ 自然生態系の維持に努め、野生生物との共存を図っていくとともに、公園利用が原因となって発生する植生の衰退・荒廃等に対しては関係機関の協力を得ながら回復に努める。

#### (2) 利用に関する方針

ア 公園計画に定められた北八甲田を周回する車道、登山道、ロープウェイ、酸ヶ湯集団施設地区 宿舎、園地、スキー場その他の公園事業が、適切に執行されるよう各事業者を指導し、国際化に対応した風格ある国立公園作りに努める。

イ 田茂泡岳、酸ヶ湯温泉から大岳への登山に利用が集中している当管理計画区においては、利用の集中による自然への影響を軽減するため、他地域への分散方策を検討していくこととする。

ウ 公園利用が原因となる自然破壊やゴミの散乱等の問題が生じないように、関係機関、自然公園 指導員、パークボランティア等と協力・連携のうえ、利用者を指導することとする。

エ 公園利用施設の美化清掃、施設管理においては、各事業者、(社)十和田湖国立公園協会、その他ボランティアの協力を得て、国立公園としての水準を保つよう努める。

オ 駐車場、休憩所等を占拠する露店、乗り入れ規制を無視して進入するスノーモビル、春スキーの塩まき行為など、一般利用者に不快の念を抱かせる行為、自然の静けさや生態系に影響を及ぼす行為については、各施設の管理者、関係機関、警察等と協力して、可能な限り組織的に指導、注意することとする。

カ 火山性有毒ガスによる危険防止のため、事故防止対策を図る。

### 3. 風致景観の管理に関する事項

#### (1) 許可、届出等取扱方針

「自然公園法施行規則」(昭和32年厚生省令第41号)第11条各項及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第180-1号自然保護局通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

なお、普通地域内の要届出行為については、下記の取扱方針(規模に関するものを除く。)を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとする。

また、重要な景観地である北八甲田火山群及び城ヶ倉溪流の火山地形を保護するため、利用計画地以外では、治山砂防等の公共施設に関する行為を除く工作物の新築及び地形の改変等の行為は認めないものとする。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工 作 物 (1) 建 築 物	全 域	<p>ア 基本方針 (ア)規模は必要最小限のものとする。 (イ)公園事業道路(車道)敷からの壁面線の後退距離は30m以上とする。また、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は既存の壁面線の後退距離以上とする。</p> <p>イ デザイン、色彩、材料 (ア)デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。 (イ)屋根は切妻または寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。なお、車庫、物置等の小規模なものについてはこの限りでない。色彩は、焦げ茶色とする。</p> <p>(ウ)外壁は、湖畔等風致景観上重要な地区及び公園利用者の集中する場所では、可能な限り板張り等の自然素材により化粧張りをするものとし、塗装する場合の色彩については、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>ウ 修景緑化方法 敷地内の空き地は、駐車場等を除き可能な限り第4.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p> <p>エ その他 建築物に自動販売機を併設する場合は、第4.3.(1)1.(5)自動販売機の取扱方針によるものとする。</p>
(2) 道 路 ( 車 道 )	全 域	<p>ア 基本方針 (ア)ルート選定に当たっては、主要利用道路、展望地点から望見されないよう配慮する。 (イ)線形は風致景観と安全性に配慮し、地形改変が最小となるものとする。 (ウ)支障木の伐採は最小限とする。 (エ)風致景観のみならず、動植物の生息にも配慮した構造及び工法とする。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い (ア)ロックフェンス、ロックネット、ロックシェッド、スノーシェッド等の防護施設は必要最小限とし、ロックフェンス、ロックネット等の色は、焦げ茶色又は亜鉛ドブ付け、亜鉛メッキ仕上げとする。 (イ)交通安全柵はガードケーブルを基本とし、焦げ茶色塗装又は亜鉛ドブ漬、亜鉛メッキ仕上げとする。ただし、交通安全上やむをえない部分はガードレールも認める。この場合も色彩は上記のとおりとする。 (ウ)橋梁については、周辺自然環境に調和した形状とし、色彩については、焦げ茶色系を基本とする。</p>



		<p>(エ) トンネル出入口は、自然石等による化粧張りや緑化を行い修景を図る。</p> <p>(オ) 法面擁壁等は、自然石もしくは自然石に模したブロック等による石積擁壁、同様の化粧張りを施したコンクリート擁壁とする。なお、特別保護地区及び第1種特別地域においては自然石を使用したものとする。</p> <p>ウ 法面処理方法及び修景緑化方法 モルタル吹き付けは認めない。ただし、交通安全上やむを得ない場合はこの限りでない。なお、修景緑化については第4.7.(2)修景緑化計画の方法により行う。</p> <p>エ 残土処理方法 残土は、公園区域外に搬出し処理する。</p> <p>オ 廃道敷地の取扱い 廃道敷地等は、舗装を撤去の上、第4.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p>
(3) 電柱・鉄塔・アンテナ等	全 域	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 電力・電話線路の新設に当たっては、特別保護地区、第1種特別地域及び公園利用者の集中する重要な地域については、地下埋設とする。既設のものについても付け替え時に可能な限り地下埋設とする。</p> <p>(イ) 電力・電話線は可能な限り共架とする。</p> <p>(ウ) 広告物の掲出、設置は認めない。</p> <p>イ 規模、構造、色彩等</p> <p>(ア) 高さ・本数は、必要最小限とする。</p> <p>(イ) 色彩は、焦げ茶色とし、林内等で公園利用者の目にふれにくい場所については灰色も可とする。</p>
(4) 治山・砂防及び河川等の施設	全 域	<p>ア 特別保護地区又は第1種特別地域内で、しかも主要な利用道路や公園利用地域から近接して望見される位置におけるコンクリート製の治山・砂防施設については、自然石や木質材料による化粧張りを施すこととする。</p> <p>イ 風致景観のみならず、動植物の生息にも極力配慮した構造及び工法とする。</p> <p>ウ 工事用道路等の仮工作物については、工事完了後直ちに撤去し、跡地については、第4.7.(2)修景緑化計画の方法により緑化を行う。</p>
(5) 自動販売機	全 域	<p>ア 自動販売機の、道路脇への単独設置は認めない。</p> <p>イ 建築物に自動販売機を併設する場合は、設置場所は軒下とし、建築物の壁面と同一面に納まるよう設置する。壁面と同一面に設置が不可能な場合は、木材等の化粧板で覆うほか、建築物壁面の色彩と同一色系のものをを用いる。</p>
2 木竹の伐採	全 域	<p>ア 森林施業の取扱いについては「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日付け国発第643号国立公園部長通知)に基づくものとする。また、施業に際しては、極力地域の立地条件等に応じた樹種への更新に配慮されるよう関係機関と調整を図る。</p> <p>イ 学術研究を目的とした木竹の伐採については、以下の通りとする。</p> <p>(ア) 学術研究を目的とした木竹の伐採については、必要最小限とし、採取した木竹については可能な限り標本保管、展示等の有効利用を図るものであること。</p> <p>(イ) 調査時は、常に許可証を携行し、行為が許可されていることを明示した腕章等を着用するとともに、標識等を設置することによ</p>

		<p>り他の公園利用者との区別を明確にすること。</p> <p>(エ) 調査結果は、東北地区自然保護事務所長に報告すること。</p>
3 鉱物の掘採及び土石の採取	全 域	<p>ア 鉱物の掘採については、認めない。</p> <p>イ 学術研究も目的とした土石の採取については、以下の通りとする。</p> <p>(ア) 学術研究を目的とした土石の採取については、その採取量は必要最小限とし、採取した土石については、可能な限り標本保管、展示等の有効利用を図るものであること。</p> <p>(イ) 調査時は、常に許可証を携行し、行為が許可されていることを明示した腕章等を着用するとともに、標識等を設置することにより他の公園利用者との区別を明確にすること。</p> <p>(エ) 調査結果は、東北地区自然保護事務所長に報告すること。</p>
4 広告物の設置等 (1) 指導標・案内板	全 域	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 効果的な場所に必要最小限の設置とする。</p> <p>(イ) 重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、設置者が補修、撤去等の適切な管理を行う。</p> <p>イ 規模、構造、色彩、照明等</p> <p>(ア) 指導標、案内板は、適切な規模、構造のものとする。</p> <p>(イ) 独立して設置する看板(総合看板以外)の高さは3m以下とする。色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等の自然素材を極力使用する。</p> <p>(ウ) 照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明方式については外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。</p>
(2) 営業用広告物	全 域	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 風致上の支障の少ない場所に必要最小限の設置を行う。</p> <p>(イ) 重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、設置者が補修、撤去等の適切な管理を行う。</p> <p>(ウ) 野立て看板、電柱・電話柱への掲出、設置は認めない。</p> <p>イ 規模、構造、色彩、照明等</p> <p>(ア) 独立して設置する広告物等は、最高部の高さは3m以下、表示面積は片面2㎡(誘導看板は両面で1㎡以下)とする。ただし、統合看板にあっては、高さ5m以下、表示面積は片面5㎡以下(個々の施設は両面1㎡以下)とする。</p> <p>(イ) 色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。</p> <p>(ウ) 照明は、外部からのスポット照明を原則とし、内部照明方式について外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。</p> <p>(エ) 建築物の外壁に表示する看板類は必要最小限とし、できるだけ建物下部に設置する。</p>
5 木竹の損傷、木竹以外の植物の採取・損傷もしくは落葉落枝の採取又は動物の捕獲・殺傷もしくは動物の卵の採取・損傷	全 域	<p>ア 学術研究を目的とした木竹の損傷、木竹以外の植物の採取・損傷もしくは落葉落枝の採取又は動物の捕獲・殺傷もしくは動物の卵の採取については、必要最小限とし、採取したものについては、可能な限り標本保管、展示等の有効利用を図るものであること。</p> <p>イ 調査時は、常に許可証を携行し、行為が許可されていることを明示した腕章等を着用するとともに、標識等を設置することにより他の公園利用者との区別を明確にすること。</p> <p>ウ 調査結果は、東北地区自然保護事務所長に報告すること。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号自然保護局長通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

なお、営業行為を伴う事業者に対しては、国立公園の利用施設としてふさわしい快適な施設内容や利用者サービスの確保と、適正な営業行為を行なうよう指導する。特に営業広告物の表示や騒音、悪臭等の発生行為等の自粛について指導し、快適な利用環境の維持を図る。

事業の種類	地区名	取 扱 方 針
1 道路(車道)	青森鹿角線 田代平線 黒石城ヶ倉線 七戸谷地線	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 特別保護地区、第1種特別地域内における拡幅改良は認めない。</p> <p>ただし、道路交通行安全上必要で、かつ局部的なものはこの限りでない。また、改良に当たっては自然石で化粧張りを施した擁壁を用いるなどして地形改変を最小限にとどめる。</p> <p>(イ) ルート選定に当たっては、主要利用道路、展望地点から望見されないよう配慮する。</p> <p>(ウ) 線形は風致景観と安全性に配慮し、地形改変が最少となるようにする。</p> <p>(エ) 支障木の伐採は、最小限とする。ただし、当該行為において木本による修景緑化の必要がある場合には、当該工事により発生した支障木を修景木として用いることとする。</p> <p>(オ) 風致景観のみならず、動植物の生息にも配慮し構造及びた工法とする。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い</p> <p>(ア) ロックフェンス、ロックネット、ロックシェッド、スノーシェッド等の防護施設は、必要最小限とし、ロックフェンス、ロックネット等の色は、焦げ茶色又は亜鉛ドブ付け、亜鉛メッキ仕上げとする。</p> <p>(イ) 交通安全柵はガードケーブルを基本とし、色彩は焦げ茶色塗装又は亜鉛ドブ漬け、亜鉛メッキ仕上げとする。</p> <p>ただし、交通安全上やむをえない箇所は必要最小限のガードレールも認めるものとする。この場合も色彩は上記のとおりとする。</p> <p>(ウ) 附帯施設としての園地、駐車場、建築物等の取扱いについては、各々の事業取扱方針と同様とする。</p> <p>(エ) 眺望地点については、その機能を維持するため必要最小限の間伐、枝払い等を認めるものとする。</p> <p>(オ) 橋梁については、周辺自然環境に調和した形状とし、色彩については焦げ茶色系を基本とする。</p> <p>(カ) トンネル出入口は、自然石等による化粧張りや緑化により修景を図る。</p> <p>(キ) 法面擁壁等は、自然石もしくは自然石に模したブロック等による石積擁壁、同様の化粧張りを施したコンクリート擁壁とする。なお、特別保護地区及び第1種特別地域においては自然石を使用したものとする。</p> <p>ウ 法面処理及び修景緑化方法</p> <p>モルタル吹き付けは認めない。ただし、交通安全上やむを得ない場合は、この限りでない。なお、修景緑化については、第4.7.(2)修景緑化計画の方法により行う。</p> <p>エ 残土処理方法</p> <p>残土は、公園区域外に搬出し処理する。</p> <p>オ 廃道敷地等の取扱い</p>

		<p>廃道敷地等は、舗装を撤去の上、第4.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p>
2 道路(歩道)	<p>八甲田登山線 毛無岱線 田代平・高田大岳線 八甲田温泉赤倉岳線 谷地・八甲田大岳線 城ヶ倉線 無沢線 田代平線 萱野高原線</p>	<p>ア 基本方針 (ア)歩道の整備に当たっては、線形勾配は極力現地形を変更しないものとし、浸食、踏圧等により荒廃が進んでいる箇所については、植生回復のための対策を行うとともに利用者の安全に配慮したものとする。 (イ)田代平高田大岳線、八甲田温泉赤倉岳、谷地八甲田大岳線、城ヶ倉線については、必要最小限の刈り払い、路面補修、標識整備等の歩道維持管理行為と安全確保にとどめる。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い (ア)案内標識等のデザインは、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(環境庁自然保護局)によるものとし、統一して充実を図るとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等適切な管理を行う。 (イ)附帯施設としての園地、駐車場、建築物等の取扱いについては、各々の事業取扱方針と同様とする。</p> <p>ウ 法面・裸地の処理 第4.7.(2)修景緑化計画の方法により緑化修景を行う。</p>
3 園地	<p>酸ヶ湯 田茂苞岳 田代平 寒水沢 萱野 睡蓮沼 深沢 田代平湿原 ゲダリ沼</p>	<p>ア 基本方針 (ア)園路等の造成には、自然石、木材等の自然の素材をできるだけ使用し、自然景観との調和を図る。また、園地の園路等の見切り線は直線を避けた線形とする。 (イ)敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存する。 (ウ)既存の民間事業者による園地附帯休憩所の新改増築は既存敷地の範囲内にとどめる。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い (ア)附帯施設は必要最小限とし、周辺自然環境と調和したシンプルなデザインとする。施設が複数ある場合はデザインを統一する。(標識等も含む) (イ)附帯建築物については次のとおりとする。 公園事業道路(車道)敷からの壁面線の後退距離は、20m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は既存壁面線の後退距離以上とする。 建築物の最高部は高さ13m以下とする。 デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。 屋根は切妻または寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は焦げ茶色とする。 外壁は、可能な限り板張り等の自然素材による化粧張りを施すこととし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>ウ 法面処理及び修景緑化の方法 第4.7.(2)修景緑化計画の方法により行う。</p> <p>エ 地区別取扱い (ア)睡蓮沼 湿原植生保護のため既存展望園地の改良整備を行っていく。 (イ)萱野茶屋 牧野景観の維持を図るため、公共施設を除く公園利用施設の新増築は、既存施設の敷地内にとどめることとする。 水源地域の汚染防止のため十分な対策を講じるものとする。</p>

		<p>駐車場は既存施設にとどめる。路傍駐車帯の設置について検討する。</p> <p>(ウ) 田茂泡岳 湿原植生及び高山帯植生に十分留意して既存展望園地及び歩道等の改良を図る。</p> <p>(エ) 田代平湿原 特別保護地区内においては、下記整備以外の現状改変を認めない。 自然探勝園地として再整備する。特に湿原部から丘陵部を通る周回園路の整備に重点を置く。なお、湿原部の木道等は、現状程度の規模にとどめ湿原中央部を東西に横断するルート等については、再整備時に整理等を検討する。</p>
4 駐 車 場	酸 ケ 湯 萱 野	<p>ア 基本方針 萱野については、既存施設の改良にとどめる。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い (ア) 附帯施設は最小限とし、周辺自然環境との調和を図る。 (イ) 附帯建築物については、次のとおりとする。 デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。 屋根は切妻または寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。 色彩は焦げ茶色とする。 外壁は、可能な限り板張り等による化粧張りを施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p>
5 宿 舎	酸 ケ 湯 城 ケ 倉 寒 水 沢 萱 野 谷 地 温 泉 田 代 元 湯 田 代 平 温 泉 八 甲 田 温 泉	<p>ア 基本方針 (ア) 谷地、田代平、八甲田温泉は、湯治場としての機能を維持し、既存施設の改良を図る。 (イ) 敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する高木は保存する。 (ウ) 主要利用道路沿いや施設の連続する地区においては、建築物の高さ及び壁面線の統一を図り、風致の維持を図る。 (エ) 宿泊収容力50人以上の施設は、宿舍事業化を図る。 (オ) 当地域の原始性にそぐわない屋外運動施設等は認めない。</p> <p>イ 建築物の高さ 最高部の高さは、13m以下とする。 ただし、既存建築物の高さがこれを超える場合は、既存の高さ以下とする。また、酸ケ湯集団施設地区第4整備計画区については、建築物は2階建以下とし、その他の集団施設地区内の建物は、3階建以下とする。</p> <p>ウ デザイン・色彩・材料等 (ア) デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。 (イ) 屋根は切妻または寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。 色彩は、焦げ茶色とする。 (ウ) 外壁は可能な限り板張り等による化粧張りを施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。 (エ) 酸ケ湯温泉は伝統的湯治場景観保護のため、可能な限り木造とする。木造以外の建築物についても壁面の外部仕上げは、可能な限り板張りなど自然の素材により化粧張りをする。</p> <p>エ 壁面線の後退距離 城ケ倉、寒水沢、萱野では、公園事業道路からの壁面線の後退距離は30m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は既存の壁面線の後退距離以上とする。</p>

		<p>オ 附帯施設の取扱い</p> <p>(ア) 駐車場は宿泊収容力に見合った適切な規模とする。</p> <p>(イ) 広告物等は、次のとおりとする。</p> <p>風致上の支障の少ない場所に最小限の設置とする。</p> <p>重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、公園事業者が補修、撤去等適切な管理を行う。</p> <p>野立て看板、電柱・電話柱への掲出、設置は認めない。</p> <p>独立して設置する広告物等は、最高部の高さは3m以下、表示面積は片面2㎡(誘導看板は両面で1㎡以下)とする。ただし、統合看板にあっては、高さ5m以下、表示面積は片面5㎡以下(個々の施設は両面1㎡以下)とする。</p> <p>看板の色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。</p> <p>照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明方式については外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。</p> <p>建築物の外壁に表示する看板類は必要最小限とし、できるだけ建物下部に設置する。</p> <p>カ 修景緑化方法</p> <p>敷地内は、駐車場敷地以外は、第4.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化に努める。</p>
6 避難小屋	大岳鞍部 仙人岱 毛無岱	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 冬期利用を十分考慮し周辺自然景観に調和したものとする。</p> <p>(イ) 毛無岱避難小屋については、水源の汚染防止及び湿原並びに景観保護のため移設を検討する。</p> <p>イ 高さ及び規模</p> <p>高さは冬期の積雪を考慮した上で極力低くするとともに、必要最小限の規模にとどめる。</p> <p>ウ デザイン、色彩、材料等</p> <p>(ア) 屋根は切妻とし、色彩は焦げ茶色とする。</p> <p>(イ) 材料は木材を使用し、色彩は素材の地色を用いる。</p>
7 野営場	酸ヶ湯 田代平	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 田代平については、園地との重複利用を考慮した整備とする。</p> <p>(イ) 敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する高木は保存する。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い</p> <p>(ア) キャンプ場敷地の建築物、標識等の施設は、デザインの統一を図る。</p> <p>(イ) 附帯建築物については次のとおりとする。</p> <p>最高部の高さは13m以下とする。</p> <p>デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。</p> <p>屋根は切妻または寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。</p> <p>色彩は焦げ茶色とする。</p> <p>外壁は可能な限り板張り等による化粧張りを施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>(ウ) 駐車場については、最小限とし、自然に生育する高木は避けた位置に設ける。</p> <p>ウ 管理運営方法</p> <p>ゴミの散乱防止、敷地外での無秩序な野営の禁止などを行って適正な利用を促す。</p>

8 スキー場	寒水沢	<p>ア 保存緑地率      現行の保存緑地率を維持するとともに、事業区域の拡張を行う際には拡張する区域の保存緑地率は70%以上とする。</p> <p>イ スキー場事業施設の取扱</p> <p>(ア) 滑降コース及びゲレンデ      コース・ゲレンデは現状の位置、規模とする。ただし、危険防止のため必要な個所の整備についてはこの限りでない。      ゲレンデの整備に当たっては、樹木の保存に留意するとともに、造成跡地は第4.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。また、夏場のピクニック利用も考慮する。</p> <p>(イ) スキーリフト等      リフト等の搬送施設は、既存スキー場用地内にとどめ、大規模な伐採を伴わない位置に設ける。      支柱の高さは可能な限り低くする。      色彩は焦げ茶色とし、支柱以外の部分については亜鉛ドブ漬け、亜鉛メッキ仕上げも認める。</p> <p>(ウ) 建築物      休憩所は夏場も含めた多目的利用を考慮した施設とする。      建築物の規模は必要最小限とし、最高部の高さは13m以下とする。      デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。      屋根は切妻または寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。      色彩は焦げ茶色とする。      外壁は可能な限り板張り等による化粧張りを施すものとし、塗装する場合の色彩は茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>(エ) 標識類      必要最小限の数で、統一されたデザインのものとする。      色彩は、安全確保上必要なもの以外は焦げ茶色に白文字を基本とする。</p> <p>(オ) その他施設      駐車場、道路等については大幅な土地改変、木竹伐採等の自然改変を生じないものとする。</p> <p>ウ 管理運営方法      快適な利用がなされるよう安全や清潔の維持を心がけるとともに、自然環境への影響を避けるため融雪防止剤や塩などの散布は行わない。また自然環境の保全に積極的に取り組むこととする。      スキー場での音楽放送は行わず、静穏な環境を保つように努める。</p>
9 索道運送施設	田茂菴岳線	<p>ア 基本方針      山岳景観及び自然環境に与える影響が大きいため、既存施設の改良にとどめ、特に頂上駅舎は現状規模の範囲内での改良にとどめる。</p> <p>イ 形状、色彩      山麓駅舎の形状・色彩については、建築物の取扱いと同様とする。頂上駅舎については、山稜線を分断しているため、景観上支障のない形状とし、色彩は灰系色とする。</p> <p>ウ 輸送力      輸送力の増加は、山頂部の植生衰退を現在以上に誘発するおそれがあるため認めない。</p>
10 植生復元	八甲田 田代湿原	<p>ア 利用者による立ち入りや踏みつけ等により荒廃が進んでいる湿原について、復元及び利用の方策に関する検討を行い、事業を実</p>

	谷地湿原	<p>施していくものとする。          なお、事業実施に当たっては、広くボランティア等の協力を求めるものとする。</p> <p>イ 大岳・井戸岳における登山道周辺の植生復元事業については、「北八甲田地域における登山道整備及び植生復元に関する検討調査報告書(十和田八幡平国立公園管理事務所)」(昭和59年3月)に基づき青森県が登山道の整備と併せて事業を行っており、今後とも継続して行っていく。</p> <p>ウ 仙人岱湿原については、「北八甲田仙人岱湿原の植生復元及び希少種の保護に関する調査研究(仙人岱湿原調査研究会)」(平成3年3月)に基づき、行っていく。</p>
--	------	---

#### 4. 地域の開発・整備に関する事項

##### (1) 自然公園施設

「十和田八幡平国立公園十和田八幡平地域公園計画書(公園計画の一部変更)」(平成8年7月31日環境庁告示第45号)の整備方針及び事業決定の内容によるものとする。

なお、指導標、案内板については、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(環境庁自然保護局)によるものとする。

また、英語表示等により国際化に対応したものとする。

##### (2) 一般公共施設

国、県、市町村が行う各種事業の実施については、公園計画との有効かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について照会を行い、事業内容の把握に努めるものとする。

#### 5. 土地及び事業施設の管理に関する事項

##### 国有財産の管理

酸ヶ湯集団施設地区に次の国有財産(平成13年3月現在)がある。これらについては国有財産法(昭和23年6月法律第73号)及び国立公園集団施設地区等管理規則(以下「規則」という。)に基づき適正な管理を行うとともに、使用者については、規則に基づく申請内容と使用許可条件の遵守を徹底させることとする。

なお、風致の維持及び環境の保持を図るため、老朽建築物の撤去整理及びこれらの跡地や未利用荒廃地の園地化、緑地化を促進する。

##### 酸ヶ湯環境省所管地

土地 : 29.8ha

施設 : 駐車場、公衆トイレ、野営場、園地等

#### 6. 利用者の指導に関する事項

##### (1) 自然解説に関する事項

###### ア 自然に親しむ運動

パークボランティア等の協力を得て、各利用拠点において自然観察用のセルフガイド類を頒布するとともに、自然解説板の整備を行っていく。

###### イ 自然植物園等の利用

酸ヶ湯地区には東北大学植物実験所の植物園があり、八甲田に生育する植物のほとんどを観察することができ、八甲田の自然を理解させるために有効である。今後とも東北大学の協力を得て本施設の活用を図っていくものとする。

##### (2) 利用の規制

###### ア 野営の規制

本地区における無秩序な野営は、植生の破壊・ゴミ等の散乱・営火による山火事の危険等の問題があり、所定の野営場(酸ヶ湯及び田代平)以外の場所については、必要に応じ土地管理者等



に必要な措置を要請し、利用の適正化に努める。

#### イ スキー等の規制

本地区の春山スキーの適正な利用を図るため、次のような方針で利用者指導を行うよう八甲田振興協議会等関係団体に要請する。

- (ア) 比較的用户の多い別添コース等については指導標を整備するとともに、巡視体制等を確立し、遭難事故の防止に努める。また、ゴミの持ち帰りについて普及啓発をはかる。
- (イ) 高山植物群落等貴重な植生を保護するため、上記のコースで周廻道路までスキーによる連続した滑降が不可能となる時期を目途とし、それ以降のサマースキーの禁止等の措置を講ずる。
- (ウ) 最近増加傾向にあるスノーボード利用者に対しても、植生に悪影響を与える塩まき行為や雪解け期の立ち入りなどを行わないよう指導する。

#### ウ レジャー用車輛の利用規制

スノーモービル等の乗り入れについては、平成2年12月1日の公園計画の一部変更により規制地域の指定が行われた。自然環境保全のため、関係機関の協力のもと乗り入れ防止パトロールを行っていくこととする。

#### エ 立売の規制

公園地内における立売行為は、快適な利用を阻害し、利用者へ不快の念を抱かせ、衛生管理上の支障、ゴミ処理上の問題もあるので、各施設の管理者、警察等の協力を得て強力に指導・注意する。

### (3) 利用者の安全対策

本地区には、火山による噴気地帯や温泉が各所に存在し、中には危険が明らかになっている田代平ガス穴(田代牧野畜産農業協同組合所有地)や注意が必要な酸ヶ湯地獄沼(環境省所管地)がある。これらの危険個所については、土地所有者が主体となって関係機関の協力を得て必要な安全対策を行っていくものとする。また、地元の地理に明るい自然公園指導員やパークボランティア等の協力を得て、危険個所に関する情報収集に努める。

## 7. 地域の美化修景に関する事項

### (1) 美化清掃計画

国立公園内の美化清掃については、地域住民以外の公園利用者に起因し、しかもその清掃責任を明確にできない山岳地、山林、草原等の場所で発生していることから、これらの業務は国・県・町及び地元関係事業者が各々負担して行うこととしている。

本地区においては、(社)十和田湖国立公園協会が十和田・奥入瀬・八甲田地区を一括してこれら一般公共ゴミの収集処理にあっている。同協会は、当事業の他、各公共施設の清掃等の受託業務、地域の生活及び事業所ゴミの収集などの事業も行ない、地区全体の清掃業務を総合的に実施している。今後とも各関係者の協力のもとに清掃事業を進めていくとともに、ゴミの持ち帰り運動等の機会を通じて、啓蒙活動をおこなっていくものとする。

### (2) 修景緑化計画

八甲田地区は、高山植物帯・アオモリトドマツ帯及びブナ帯の植生に被われており、その植生区分及び立地条件に応じて、次のような方針で修景緑化を指導する。

#### ア 高山植物帯及びアオモリトドマツ帯

- (ア) 本植生域における修景緑化は技術的困難を伴うので、施設規模及び地形の改変を必要最小限にとどめ、自然植生の保護を基本とする。特に高山植物帯については厳正な保護に留意する。
- (イ) 法面等の処理には、防災上の問題が生じないことを念頭に置きながら可能な限り、次のような方法で修景緑化を行う。

緑化には原則として現地産植物と同種のみネヤナギ(さし木)、ミヤマハンノキ、ヒメヤシヤブシ等の木本類、チシマザサ及びオオヨモギ、ヒトツバヨモギ等の草木類を使用する。

森林への移行が可能な箇所については、ダケカンバ等植物遷移の初期段階に出現する樹木の播種または植栽等を行う。

緑化が困難な場合には現地産植物の自然繁殖を促進するため、法面安定処理を行う。また、法面擁壁は、自然石積擁壁、同様の化粧張を施したコンクリート擁壁、または、木材等を利用した擁壁とする。

#### イ ブナ帯

(ア) 宿舎・休憩所等の建築物の周辺

建築物の周辺は、自然環境に対する影響の軽減化と利用の快適性の維持をはかるため、その自然環境に適した次のような現地産樹木と同種の樹木による植栽を行う。

湿潤地・・・カツラ、トチノキ、サワグルミ、ハルニレ等

適湿地・・・ブナ、ミズナラ、ナナカマド、ホオノキ、ベニヤマザクラ、カエデ類、シナノキ等

乾燥地・・・アカシデ、リョウブ、ヤマモミジ、アカマツ、キタゴヨウ等

(イ) 園地等の面的施設

国立公園の施設としてふさわしい良好な利用環境を保つため既存樹木は極力残存させる。

また、萱野高原、田代平、深沢等の牧野景観の維持をはかるため、かん木の刈払い、シバの補植等によるシバ草原の育成に関し、土地所有者等に要請する。田代平のレンゲツツジ、ズミの群落及び萱野高原のシナノキの大径木についても同様とする。

(ウ) 道路・治山・砂防施設等の法面及び荒廃地等

法面の処理には防災上問題が生じないことを念頭に置きながら、可能な限り次のような方法で修景緑化をはかる。

緑化には原則として、現地産植物と同種のタニウツギ、ヒメヤシャブシ等の木本類、シバ、ススキ、ヨモギ類、ヤマブキショウマ等の草本類を使用する。

森林への移行が可能な箇所については、客土を行うなどして、その修景緑化は自然の遷移に委ねるものとする。風致景観上の支障を早期に軽減する必要がある場合は、ヤマハンノキ類、ヤナギ類等植生遷移の初期段階に出現する成長の早い樹木の播種又は植栽等を行う。

緑化が困難な場所には、現地産植物の自然繁殖を促進させるため、法面安定処理を行う。

風致景観重要な箇所における法面保護の擁壁は、自然石積擁壁、同様の化粧張りを施したコンクリート擁壁、木材等を使用した擁壁とする。

ウ 表土の活用

特別保護地区、第1種特別地域及び風致景観上重要な箇所については、切土を行った際に発生した表土を緑化に用いる。

## 第5 南八甲田管理計画区

### 1. 地域の概要

本管理計画区は南八甲田火山群を包含する地域で、北側は北八甲田管理計画区に、南側は十和田湖管理計画区に、東側は奥入瀬管理計画区に接している。

本地域の北部には櫛ヶ峰、駒ヶ峰、乗鞍岳、赤倉岳、横岳等の火山が連なり、山麓のブナ林、中腹から山稜部にかけてのアオモリトドマツ林、山稜部の高山植物群落及び各所に点在する高層湿原など自然性に富んだ植物相とともに原始的な山岳景観を保持している。また、本地域南部は、スギの人工林及び改良牧野もみられるが、すぐれたブナ林や赤沼、鳶沼などの池沼群、松見の滝に代表される渓谷が見られる自然性の高い地域である。

本地域の利用拠点としては、南八甲田連峰の登山基地となっている猿倉温泉及び地域の北東部を通過している公園車道沿いに位置する鳶温泉があるが、その利用者数は他の管理計画区に比較して著しく少ない。利用形態は南八甲田登山及び鳶温泉周辺の自然探勝等が中心となっている。

### 2. 管理の基本的方針

#### (1) 保護に関する方針

南八甲田の火山地形、ブナ、アオモリトドマツ等の自然林、高山植物群落、湿原植物群落の保護等、地区の雄大な山岳景観と人工物の少ない豊かな自然性の維持を管理の最も基本的な目的として、公園計画で示されている保護規制計画に従い、次の方針により保護のための対策を講ずることとする。

ア 特に第3種特別地域の森林施業に関しては、一般的な公園利用者の視点からの眺望と展望に支障が少なくなるよう関係機関に配慮を求めることとする。

イ 改良牧野である本地域南部については、工作物の新築行為を抑制することにより風致の維持を図る。

ウ 自然生態系の維持に努め、野生生物との共存を図っていくとともに、公園利用が原因となって発生する植生の衰退・荒廃等に対しては、関係機関の協力を得ながら自然性の回復に努める。

#### (2) 利用に関する方針

ア 公園計画に定められた登山道、宿舎、園地その他の公園事業が、適切に執行されるよう各事業者を指導し、国際化に対応した風格ある国立公園づくりに努める。

なお、当管理計画区は、きわめて原始性の高い地域であることから、登山利用のための歩道整備については、限定して行うこととする。

イ 公園利用が原因となる自然破壊やゴミの散乱等の問題が生じないよう、関係機関、自然公園指導員、パークボランティア等と協力・連携のうえ、利用者を指導することとする。

ウ 公共公園利用施設の美化清掃、施設管理においては、各事業者、(社)十和田湖国立公園協会、その他ボランティアの協力を得て、国立公園としての水準を保つよう努める。

エ 駐車場、休憩所等を占拠する露店、乗り入れ規制を無視して侵入するスノーモビル、春スキーの塩まき行為など、一般利用者に不快の念を抱かせる行為、自然の静けさや生態系に影響を及ぼす行為については、各施設の管理者、関係機関、警察等と協力して、可能な限り組織的に指導、注意することとする。

3. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「自然公園法施行規則」(昭和32年厚生省令第41号)第11条各項及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第180-1号自然保護局通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

なお、普通地域内の届出行為については、下記の取扱方針(規模に関するものを除く。)を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとする。

また、重要な景観地である南八甲田火山群の地形及び植生を保護するため、利用施設計画地以外では治山、砂防等の公共施設に関する行為を除く工作物の新築及び地形の改変等の行為は認めないものとする。

行為の種類	地区	取扱方針
<p>1 工作物 (1) 建築物</p>	<p>全域</p>	<p>ア 基本方針 規模は必要最小限とする。</p> <p>イ 規模 公園事業道路(車道)敷からの壁面線の後退距離は30m以上とする。 また、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は既存施設の後退距離以上とする。</p> <p>ウ デザイン・色彩・材料等 (ア) デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。 (イ) 屋根は切妻または寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。 なお、車庫、物置等の小規模なものについてはこの限りでない。色彩は、焦げ茶色とする。 (ウ) 外壁は風致景観上重要な地域及び公園利用者の集中する場所では、可能な限り板張り等の自然素材により化粧張りをするものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>エ 修景緑化方法 敷地内の空き地は、駐車場敷地等を除き可能な限り第4.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p> <p>オ その他 建築物に自動販売機を併設する場合は、第5.3.(1)1(5)自動販売機の取扱方針によるものとする。</p>
<p>(2) 道路(車道)</p>	<p>全域</p>	<p>ア 基本方針 (ア) ルート選定に当たっては、主要利用道路、展望地点から望見されないよう配慮する。 (イ) 線形は風致景観と安全性に配慮し、地形改変が最小限となるものとする。 (ウ) 支障木の伐採は最小限とする。 (エ) 風致景観のみならず動植物の生育にも配慮した構造及び工法とする。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い (ア) ロックフェンス、ロックネット、ロックシェッド、スノーシェッド等の防護施設は必要最小限とし、ロックフェンス、ロックネット等の色は、焦げ茶色または亜鉛ドブ付け、亜鉛メッキ仕上げとする。 (イ) 交通安全柵は、ガードケーブルを基本とし、焦げ茶色塗装又は亜鉛ドブ漬け、亜鉛メッキ仕上げとする。 ただし、交通安全上やむを得ない箇所についてはガードレ-</p>

		<p>ルも認める。この場合も色彩は上記のとおりとする。</p> <p>(ウ) 橋梁については、周辺自然環境に調和した形状とし、色彩については、焦げ茶色系を基本とする。</p> <p>(エ) トンネル出入口は、自然石等による化粧張りや緑化を行い修景を図る。</p> <p>(オ) 法面擁壁等は、自然石もしくは自然石に模したブロック等による石積擁壁、同様の化粧張りを施したコンクリート擁壁とする。なお、特別保護地区及び第1種特別地域においては自然石を使用したものとする。</p> <p>ウ 法面処理方法及び修景緑化方法 モルタル吹き付けは認めない。ただし、交通安全上やむを得ない場合はこの限りでない。なお、修景緑化については、第5.7.(2)修景緑化計画の方法により行う。</p> <p>エ 残土処理方法 残土は、公園区域外に搬出し処理する。</p> <p>オ 廃道敷地等の取扱い 廃道敷地等は、舗装を撤去の上、第5.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p>
(3) 電柱，鉄塔，アンテナ等	全 域	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 電力・電話線路の新設に当たっては特別保護地区，第1種特別地域及び公園利用者の集中する重要な地域については地下埋設とする。既設のものについても付け替え時に可能な限り地下埋設とする。</p> <p>(イ) 電力・電話線は可能な限り共架とする。</p> <p>(ウ) 広告物の掲出，設置は認めない。</p> <p>イ 規模，構造，色彩等</p> <p>(ア) 高さ・本数は，必要最小限とする。</p> <p>(イ) 色彩は焦げ茶色とし，林内等で公園利用者の目にふれにくい場所については灰色も可とする。</p>
(4) 治山・砂防及び河川等の施設	全 域	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 特別保護地区及又は第1種特別地域で，しかも主要な利用道路や公園利用地域から近接して望見される位置及び鳶川砂防指定地の下流部（鳶橋付近から下流）におけるコンクリート製の治山・砂防施設については，自然石や木質材料による化粧張りを施すこととする。</p> <p>また，鳶川下流部については，特に河畔林の保護に留意する。</p> <p>(イ) 風致景観のみならず動植物の生育にも極力配慮した構造及び工法とする。</p> <p>(ウ) 工事用道路等の仮工作物については，工事完了後直ちに撤去し，跡地については，第5.7.(2)修景緑化計画の方法により緑化を行う。</p>
(5) 自動販売機	全 域	<p>ア 自動販売機の、道路脇への単独設置は認めない。</p> <p>イ 建築物に自動販売機を併設する場合は、設置場所は軒下とし、建築物の壁面と同一面に納まるよう設置する。壁面と同一面に設置が不可能な場合は、木材等の化粧板で覆うほか、建築物壁面の色彩と同一色系のものをを用いる。</p>
2 木竹の伐採	全 域	<p>ア 基本方針</p> <p>森林施業の取扱いについては「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日付け国発第643号国立公園部長通知)に基づくものとする。また、施業に際しては、極力地域の立地条件等に応じた樹種への更新に配慮されるよう関係</p>

		<p>機関と調整を図る。</p> <p>イ 学術研究を目的とした木竹の伐採については、以下の通りとする。</p> <p>(ア) 学術研究を目的とした木竹の伐採については、必要最小限とし、採取した木竹については可能な限り標本保管、展示等の有効利用を図るものであること。</p> <p>(イ) 調査時は、常に許可証を携行し、行為が許可されていることを明示した腕章等を着用するとともに、標識等を設置することにより他の公園利用者との区別を明確にすること。</p> <p>(エ) 調査結果は、東北地区自然保護事務所長に報告すること。</p>	
3	鉱物掘採及び土石の採取	全 域	<p>ア 鉱物の掘採については、認めない。</p> <p>イ 学術研究も目的とした土石の採取については、以下の通りとする。</p> <p>(ア) 学術研究を目的とした土石の採取については、その採取量は必要最小限とし、採取した土石については、可能な限り標本保管、展示等の有効利用を図るものであること。</p> <p>(イ) 調査時は、常に許可証を携行し、行為が許可されていることを明示した腕章等を着用するとともに、標識等を設置することにより他の公園利用者との区別を明確にすること。</p> <p>(ウ) 調査結果は、東北地区自然保護事務所長に報告する。</p>
4	<p>広告物の設置等</p> <p>(1) 指導標・案内標識</p>	全 域	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 効果的な場所に必要最少限の設置とする。</p> <p>(イ) 重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、設置者が補修、撤去等の適切な管理を行う。</p> <p>イ 規模、構造、色彩、照明等</p> <p>(ア) 指導標、案内標識は適切な規模・構造のものとする。</p> <p>(イ) 独立して設置する看板（総合看板以外）の高さは3m以下とする。</p> <p>色彩は焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。</p> <p>(ウ) 照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明方式については、外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。</p>
	(2) 営業用広告物	全 域	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 風致上の支障の少ない場所に必要最小限の設置とする。</p> <p>(イ) 重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、設置者が補修、撤去等の適切な管理を行う。</p> <p>(ウ) 野立て看板、電柱・電話柱への掲出、設置は認めない。</p> <p>イ 規模、構造、色彩、照明等</p> <p>(ア) 独立して設置する広告物等は、最高部の高さ3m以下、表示面積は片面2㎡以下（誘導看板は両面で1㎡以下）とする。ただし、統合看板にあっては高さ5m以下、表示面積は片面5㎡（個々の施設は両面1㎡以下）とする。</p> <p>(イ) 色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。</p> <p>(ウ) 照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明方式については、外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。</p> <p>(エ) 建築物の外壁等に表示する看板類は必要最小限とし、できるだけ建物下部に設置する。</p>
5	木竹の損傷、	全 域	<p>ア 学術研究を目的とした木竹の損傷、木竹以外の植物の採取・損</p>

<p>木竹以外の植物の採取・損傷もしくは落葉・落枝の採取又は動物の捕獲・殺傷もしくは動物の卵の採取・損傷</p>	<p>傷もしくは落葉落枝の採取又は動物の捕獲・殺傷もしくは動物の卵の採取・損傷については、必要最小限とし、採取したものについては、可能な限り標本保管、展示等の有効利用を図るものであること。</p> <p>イ 調査時は、常に許可証を携行し、行為が許可されていることを明示した腕章等を着用するとともに、標識等を設置することにより他の公園利用者との区別を明確にすること。</p> <p>ウ 調査結果は、東北地区自然保護事務所長に報告すること。</p>
--	--

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号自然保護局長通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

なお、営業行為を伴う事業者に対しては、国立公園の利用施設としてふさわしい快適な施設内容や利用者サービスの確保と、適正な営業行為を行うよう指導する。特に、営業広告物類の表示や騒音、悪臭等の発生行為等の自粛について指導し、快適な利用環境の維持を図る。

事業の種類	地区名	取 扱 方 針
1 道路(車道)	青森鹿角線 黒石城ヶ倉 線	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 特別保護地区及び第1種特別地域内における拡幅改良は認めない。ただし、道路通行安全上必要でかつ局部的なものはこの限りでない。また、改良に当たっては、自然石で化粧張りを施した擁壁等を用いるなどして地形改変を最小限にとどめる。</p> <p>(イ) 線形は風致景観と安全性に配慮し、地形改変が最小となるようにする。</p> <p>(ウ) 支障木の伐採は、最小限とする。ただし当該行為において木本による修景緑化の必要がある場合には、当該工事により発生した支障木を修景木として用いることとする。</p> <p>(エ) 風致景観のみならず動植物の生息にも配慮した構造及び工法とする。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い</p> <p>(ア) ロックフェンス、ロックネット、ロックシェッド、スノーシェッド等の防護施設は必要最小限とし、ロックフェンス、ロックネット等の色は、焦げ茶色又は亜鉛ドブ付け、亜鉛メッキ仕上げとする。</p> <p>(イ) 交通安全柵は、ガードケーブルを基本とし、色彩は焦げ茶色塗装又は亜鉛ドブ漬け・亜鉛メッキ仕上げとする。 ただし、交通安全上やむを得ない箇所については必要最小限のガードレールも認めるものとする。この場合も色彩は上記のとおりとする。</p> <p>(ウ) 附帯施設としての園地、駐車場、建築物等の取扱いについては、各々の事業取扱方針と同様とする。</p> <p>(エ) 橋梁については、周辺自然環境に調和した形状とし、色彩については、焦げ茶色系を基本とする。</p> <p>(オ) トンネル出入口は、自然石等による化粧張りや緑化により修景を図る。</p> <p>(カ) 法面擁壁等は、自然石もしくは自然石に模したブロック等による石積擁壁、同様の化粧張りを施したコンクリート擁壁とする。なお、特別保護地区及び第1種特別地域においては自然石を使用したものとする。</p> <p>ウ 法面処理及び修景緑化方法</p> <p>モルタル吹き付けは認めない。ただし、交通安全上やむを得ない場合は、この限りでない。なお、修景緑化については第5.7.(2)修景緑化計画の方法により行う。</p> <p>エ 残土処理方法</p> <p>残土は、公園区域外に搬出し処理する。</p> <p>オ 廃道敷地等の取扱い</p> <p>廃道敷地等は、舗装を撤去の上、第5.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化を行う。</p>
2 道路(歩道)	駒ヶ峯線 南八甲田	<p>ア 基本方針</p> <p>公園計画歩道は、必要最小限の刈り払い等を行うものとするが、</p>



	縦走線 乗鞍岳線 松見の滝線	<p>その他については地域内の原始性を維持するため特に整備は行わない。</p> <p>イ 取扱方針</p> <p>(ア) 標識類及び木道の整備を図る。</p> <p>(イ) 登山道沿線の湿原・雪田植生の保護のため、木道の整備及び制札等による立入規制等の措置を講ずるものとする。また、必要に応じて部分的なルート変更を行う。</p>
3 園	地 猿倉温泉 鳶温泉 松見の滝 鳶	<p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 猿倉温泉園地は湯治場である猿倉温泉と隣接した園地であり、温泉宿舎との調和を図った整備を行う。現在休憩所兼公衆便所が整備されており必要に応じて補修改良等を行う。</p> <p>また、南八甲田登山の基地として案内板等による情報提供を行う。</p> <p>(イ) 鳶温泉園地では、ブナ、トチ、サワグルミ等の広葉樹林や鳶沼、長沼及びそこに生息する野生生物を観察するため、園路、休憩所、各種解説板等の再整備を図る。</p> <p>(ウ) 園路等の整備には、自然石、木材等の自然素材をできるだけ使用し、自然景観との調和を図る。また、園地、園路等の見切線は直線を避けた線形とする。</p> <p>(エ) 敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存する。</p> <p>イ 附帯施設の取扱い</p> <p>(ア) 附帯施設は必要最小限とし、周辺自然環境と調和したシンプルなデザインとする。施設が複数ある場合はデザインを統一する。(標識等も含む)</p> <p>(イ) 附帯建築物については、次のとおりとする。</p> <p>デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。</p> <p>屋根は切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。</p> <p>色彩は焦げ茶色とする。</p> <p>外壁は、可能な限り板張り等の自然素材による化粧張りを施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>ウ 法面処理及び修景緑化の方法</p> <p>第5.7.(2)修景緑化計画の方法により行う。</p>
4 宿	舎 猿倉温泉 鳶温泉 松見の滝	<p>ア 基本方針</p> <p>猿倉温泉、鳶温泉は南八甲田への登山及び湯治利用がほとんどである。このため湯治場としての機能を維持し、既存施設の改良を図る。</p> <p>特に木造建築の維持に努める。</p> <p>松見の滝については、到達道路の不備等があり、実現まで相当の時間を要するので、整備計画が具体的になった時点で、必要最小限の施設を検討することとする。</p> <p>また、当地域の原始性にそぐわない屋外運動施設等は認めない。</p> <p>イ 建築物の高さ</p> <p>最高部の高さは13m以下とする。ただし、鳶温泉については、各棟ごとに13m以下とする。</p> <p>ウ デザイン・色彩・材料等</p> <p>(ア) デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。</p> <p>(イ) 屋根は切妻または寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。</p> <p>色彩は、焦げ茶色とする。</p> <p>(ウ) 外壁は可能な限り板張り等の自然素材による化粧張りを施す</p>

		<p>ものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。</p> <p>エ 壁面線の後退距離        薦温泉においては、公園事業道路（車道）からの壁面線の後退距離は30m以上とする。</p> <p>オ 附帯施設の取扱い        (ア) 駐車場は宿舎収容力に見合った適切な規模とする。        (イ) 広告物等は次のとおりとする。        風致上の支障の少ない場所に必要最小限の設置とする。        重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、設置者が補修、撤去等の適切な管理を行う。        野立て看板、電柱・電話柱への掲出、設置は認めない。        独立して設置する広告物等は、最高部の高さ3m以下、表示面積は片面2㎡以下（誘導看板は両面で1㎡以下）とする。        ただし統合看板にあっては、高さ5m以下、表示面積は、片面5㎡（個々の施設は両面1㎡以下）とする。        色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。        照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明方式については外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。        建築物の外壁等に表示する看板類は必要最小限とし、できるだけ建物下部に設置する。</p> <p>カ 修景緑化方法        敷地内は駐車場敷以外は第5.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化に努める。</p>
5 博物展示施設	薦温泉	<p>ミニビジターセンターとして、展示についてはその充実を図っていくものとする。        なお、事業実施にあたってはビジターセンター運営協議会、ボランティア等と調整を図りつつすすめていくものとする。</p>
6 植生復元	南八甲田山	<p>利用者による立ち入りや踏みつけに等により荒廃が進んでいる南八甲田山において、復元及び利用の方策に関する検討を行い、事業を実施していくものとする。        なお、事業実施にあたっては、広くボランティア等の協力を求めるものとする。        また、平成5年度から実施している櫛ヶ峯東斜面における旧登山道における復元事業については、今後とも継続していくものとする。</p>

#### 4. 地域の開発整備に関する事項

##### (1) 自然公園施設

「十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域公園計画書（公園計画の一部変更）」（平成8年7月31日付け環境庁告示第45号）の整備方針及び事業決定の内容によるものとする。

なお、指導標、案内板については、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（環境庁自然保護局）によるものとする。

また、英語表示等により国際化にも対応したものとする。

##### (2) 一般公共施設

国、県、市町村等が行う各種事業の実施については、公園計画との有効かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について照会を行い、事業内容の把握に努めるものとする。

## 5. 土地及び事業施設の管理に関する事項

### 国有財産の管理

鳶温泉に「国設鳶野鳥の森」として歩道・東屋等の国有財産（平成9年4月現在）がある。これらについては、国有財産法（昭和23年6月法律第73号）に基づき適正な管理を行う。

## 6. 利用者の指導に関する事項

### （1）自然解説に関する事項

鳶七沼周辺部の探勝歩道に設置されている自然解説板は、自然に対する理解を深めるためにきわめて重要な働きをもつので、今後ともこれらの施設の改良を図るとともに、ビジターセンターを中心として、パークボランティア等の協力を得て解説活動の充実を図る。

### （2）利用の規制

#### ア レジャー用車輛の利用規制

スノーモビル等の乗り入れについては、平成2年12月1日の公園計画の一部変更により規制地域の指定が行われた。自然環境保全のため、関係機関の協力のもと乗り入れ防止パトロールを行っていくこととする。

#### イ 野営の規制

本地区における無秩序な野営は、植生の破壊・ゴミ等の散乱・営火による山火事の危険等の問題があり、必要に応じ土地管理者等に必要な措置を要請し、利用の適正化に努める。

#### ウ スキー等の規制

本地区の春山スキーの適正な利用を図るため、次のような方針で利用者指導を行うよう地元関係市町等関係団体に要請する。

- （ア） 比較的利用の多いコース等については指導標を整備するとともに、巡視体制等を確立し、遭難事故の防止に努める。また、ゴミの持ち帰りについて普及啓発を図る。
- （イ） 高山植物群落等貴重な植生を保護するため、上記のコースで、滑降が不可能となる時期を目途とし、それ以降のサマースキーの禁止等の措置を講ずる。
- （ウ） 最近増加傾向にあるスノーボード利用者に対しても、植生に悪影響を与える塩まき行為や雪解け期の立ち入りなどを行わないよう指導する。

#### エ 立売の規制

公園内における立売行為は、快適な利用を障害し、利用者へ不快な念を抱かせ、衛生管理上の支障、ゴミ処理上の問題もあるので、各施設の管理者、警察等の協力を得て強力に指導・注意する。

## 7. 地域の美化修景に関する事項

### （1）美化清掃計画

国立公園内の美化清掃については、地域住民以外の公園利用者に起因し、しかもその清掃責務を明確にできない山岳地、山林、草原等の場所で発生していることから、これらの業務は国、県、市町村及び地元関係事業者が各々負担して行うこととしている。本地区においては、(社)十和田湖国立公園協会が十和田・奥入瀬・八甲田地区を一括し、これらの一般公共ゴミの収集処理にあたっている。同協会は当該事業の他、各公共施設の清掃等の受託業務、地域の生活及び事業所ゴミの収集等の事業も行い、地区全体の清掃業務を総合的に実施している。今後とも各関係者の協力のもとに清掃事業を進めていくとともに、ゴミの持ち帰り運動等の機会を通じて、啓蒙活動をおこなっていくこととする。

### （2）修景緑化計画

当管理計画区は、牧野、スギ人工林、ブナ林からアオモリトドマツ林、ハイマツ群落まで広範な植生を有しており、人工的に改変された跡地の修景緑化は、立地条件に応じて第4.7.(2)修景緑化計画を基本として行う。

別表（参考資料）

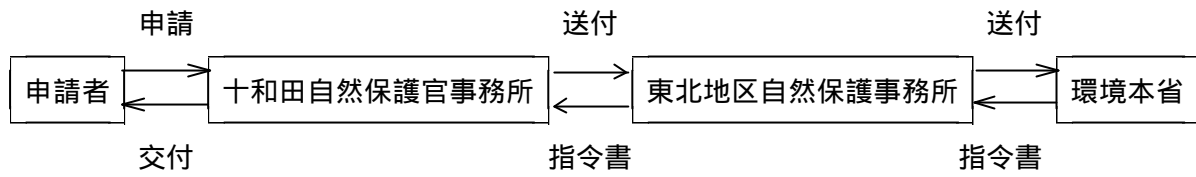
地区名 項目	十和田湖地区	奥入瀬地区	北八甲田地区	南八甲田地区
自然 (1)地形・地質	第四紀に形成された典型的な二重カルデラ地形を有する十和田湖と、これを囲む外輪山や新第三紀系の十和田山、三ツ岳などからなる。	奥入瀬溪流とその支流域からなる地区で、溪流部は先八甲田カルデラ軽石流堆積物の溶結凝灰岩に、その背後の大地は十和田火山の火山灰層に覆われている。	本地域の最高峰である大岳は(1585m)を主峰とする北八甲田火山群（先八甲田カルデラ内の中央火口丘）からなる。田代平地区は、先八甲田カルデラの火口原で、柴倉山、石倉山等は外輪山の一部である。	櫛ヶ峯(1517m)を主峰とする南八甲田火山群と十和田湖地区に連なる山塊からなる。南八甲田火山群も先八甲田カルデラ内の南縁部に噴出した中央火口丘である。
主な山岳	十和田山，三ツ岳，十和利山，赤岩山，御倉山，鉛山，白地山，御鼻部山		大岳，高田大岳，井戸岳，赤倉岳，小岳，硫黄岳，田茂岳，前嶽，雛岳，石倉岳，黒森，石倉山	櫛ヶ峯，乗鞍岳，駒ヶ峯，猿倉岳，横岳，赤倉岳，南沢岳，逆川岳
特異な地形・地質	中山半島及び御倉半島のカルデラ地形，御倉山の溶岩ドーム，御門石，御鼻部山等の外輪山内壁地形	奥入瀬溪流（火口瀬），銚子大滝，雲井の滝（懸谷），溶結凝灰岩層	大岳，井戸岳，赤倉岳の爆裂火口，田代平の火口原湖跡，地獄沼，地獄湯ノ沢，城ヶ倉溪流，萱野の火砕流跡，田代平の湧水群	鳶七沼湖沼群（せきとめ湖），赤倉岳爆裂跡，中野川上流侵食カルデラ，櫛ヶ峯の周氷河地形（芝塚，礫質構造土），松見の滝
主な湖沼	十和田湖		鏡沼，地獄沼，睡蓮沼，グダリ沼	黄瀬沼，横沼，鳶七沼（赤沼，鳶沼，長沼等）
主な湿原	白地山湿原		毛無岱湿原，仙人岱湿原，田茂 湿原，睡蓮沼湿原，高田 ，赤水沢湿原，田代平湿原，谷地湿原	矢櫃 ，黄瀬 ，逆川 ，黄瀬沼湿原，大谷地，前谷地，ソデガ谷地
(2)動植物 主な植生 (7)山地帯	ブナ林，トチノキ-サワグルミ林，ヤマハンノキ林，ミズナラ自然林，アカマツ林，クロベ-キタゴヨウ林等	ブナ林，トチノキ-サワグルミ林，シロヤナギ林，ヤマハンノキ林，ヒメヤシャブシ-タニウツギ群落等	ブナ林，トチノキ-サワグルミ林，コメツガー-キタゴヨウ林（城ヶ倉溪谷）等	ブナ林，トチノキ-サワグルミ林，ヤマハンノキ林，コメツガー-キタゴヨウ林（松森，松見の滝）等

地区名 項目	十和田湖地区	奥入瀬地区	北八甲田地区	南八甲田地区
(I) 亜高山帯	イチイ群落(十和田山, 三ツ岳) ダケカンバ林, チシマザサ群落		アオモリトドマツ林(前嶽, 赤倉岳, 石倉岳), 亜高山帯落葉低木林, ダケカンバ群落等	アオモリトドマツ林, コメツガ林(乗鞍岳), ダケカンバ林, 亜高山帯落葉低木林, チシマザサ群落等
			ハイマツ-コケモモ群落, ガンコウラン-モネズオウ群落, イワブクロ群落(井戸岳), 雪田群落等	ハイマツ-コケモモ群落, ガンコウラン-モネズオウ群落, 雪田群落等
(I) その他	中間湿原植生(白地山)		中間及び高層湿原植生, 硫気孔植物群落(地獄沼, 地獄湯ノ沢等)	中間湿原及び高層湿原植生
分布上注目される動植物 (ア) 動物	イバラトミヨ, ムカシトンボ, ムカシヤンマ, トワダカワゲラ, トウホクトラカミキリ, シモヤマギングチバチ, シモヤマジガバチモドキ, クマタカ, オオタカ, ヤマネ, ハチクマ	ヤマネ, ブッポウソウ, オオムラサキ, トワダカワゲラ, クマゲラ	クマタカ, オオムラサキ, メススジゲンゴロウ, カオジロトンボ, クロサンショウウオ(鏡沼)	クマゲラ, クマタカ, イバラトミヨ, オオゴマシジミ, ムカシトンボ, カオジロトンボ
(イ) 植物	トワダカツラ エビネ	イワオモダカ, ヒメコケシノブ, ウチワゴケ	ハッコウダゴヨウ, イトキンスゲ, ヒメワタスゲ(南限), ヤチラン, ツルキツネノボタン, スギナモ, イワブクロ, アサギリソウ, エゾムカシヨモギ等	ネムロコウホネ, オオタカネバラ, チシマフウロ, チシマツガザクラ, イワツツジ, ユキワリコザクラ, サルクラハンノキ, ミチノクサイシン等
文化財	十和田湖(特別名勝及び天然記念物)	奥入瀬溪流(特別名勝及び天然記念物)	田代平湿原(市指定天然記念物)	

地区名 項目	十和田湖地区	奥入瀬地区	北八甲田地区	南八甲田地区
公園利用 (1)主な利用 形態	ドライブ，自然探勝ハイキング，キャンプ，登山，舟遊等	ドライブ，自然探勝，ハイキング等	ドライブ，自然探勝，ハイキング，キャンプ，スキー，山岳スキー，温泉保養，スノーボード等	ドライブ，自然探勝，ハイキング，山岳スキー，温泉保養等
(2)主な温泉			酸ヶ湯温泉，城ヶ倉温泉，谷地温泉，田代元湯，田代平温泉，八甲田温泉	蔦温泉，猿倉温泉
産 業	農林業，漁業，（ヒメマス増殖），水力発電（青撫取水口）	牧畜業，林業，水力発電（十和田発電所）	牧畜業，林業	牧畜業，林業，水力発電（蔦発電所）

(参考資料)

## 申請書の進達及び指令書交付ルート



申請書の必要部数  
3部(大臣権限)  
2部(所長専決)